

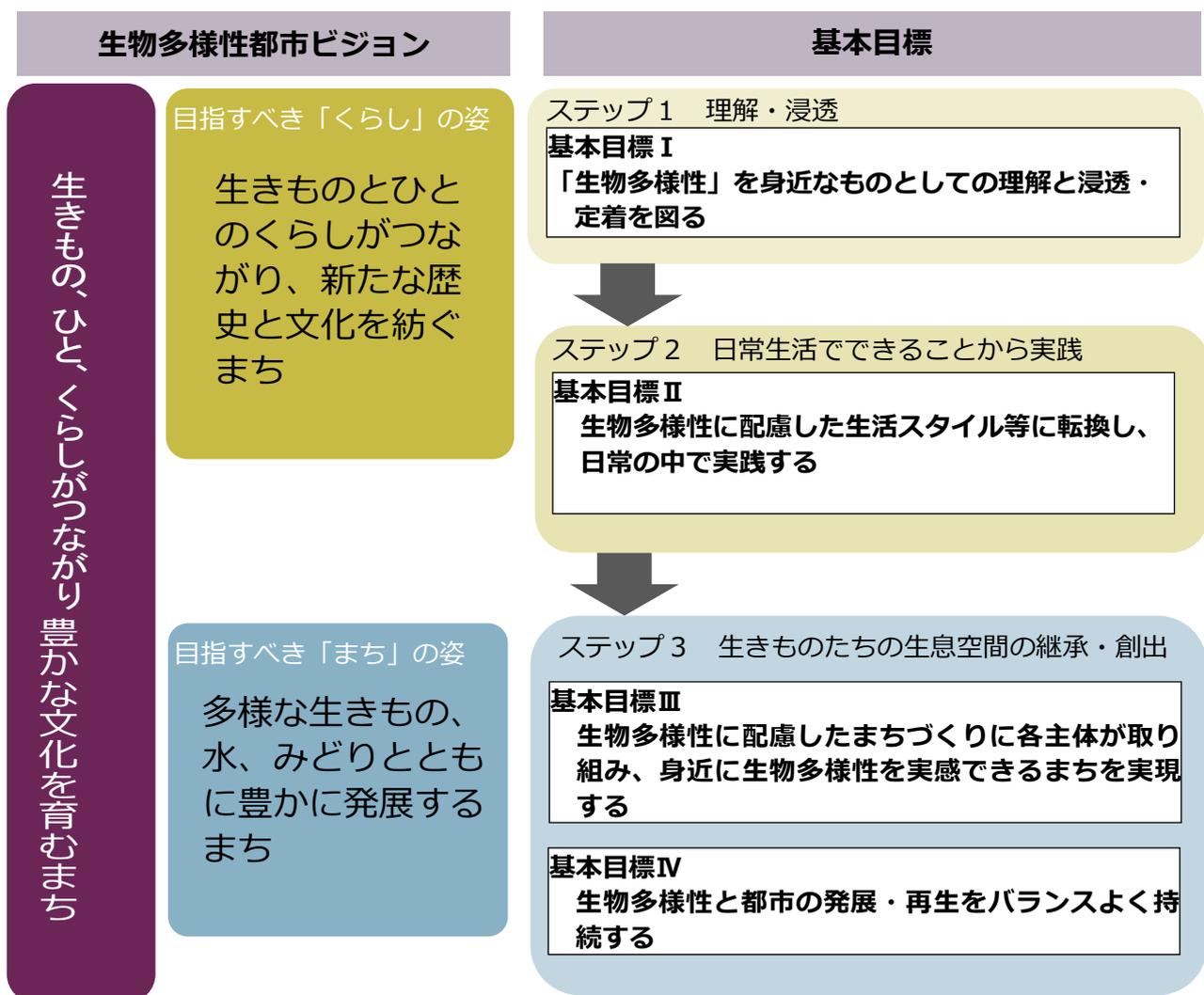
文京区生物多様性地域戦略に基づく実績報告

1. 文京区生物多様性地域戦略の概要

文京区は、生物多様性基本法に基づく計画及び文京区環境基本計画における自然共生分野の個別計画として、平成 31（2019）年 3 月に文京区生物多様性地域戦略を策定しました。

本戦略は、平成 31（2019）年度から令和 10（2028）年度までの 10 年間の計画対象期間とし、10 年後に到達することを目指す文京区の姿を『生物多様性都市ビジョン』として定め、これを達成するため、以下の 4 つの基本目標とそれに関連する施策を定めて推進しています。

<文京区生物多様性地域戦略の都市ビジョンと基本目標>



2. 国内外の生物多様性に係る動向

国内外の生物多様性に係る動向は下記のようになります。

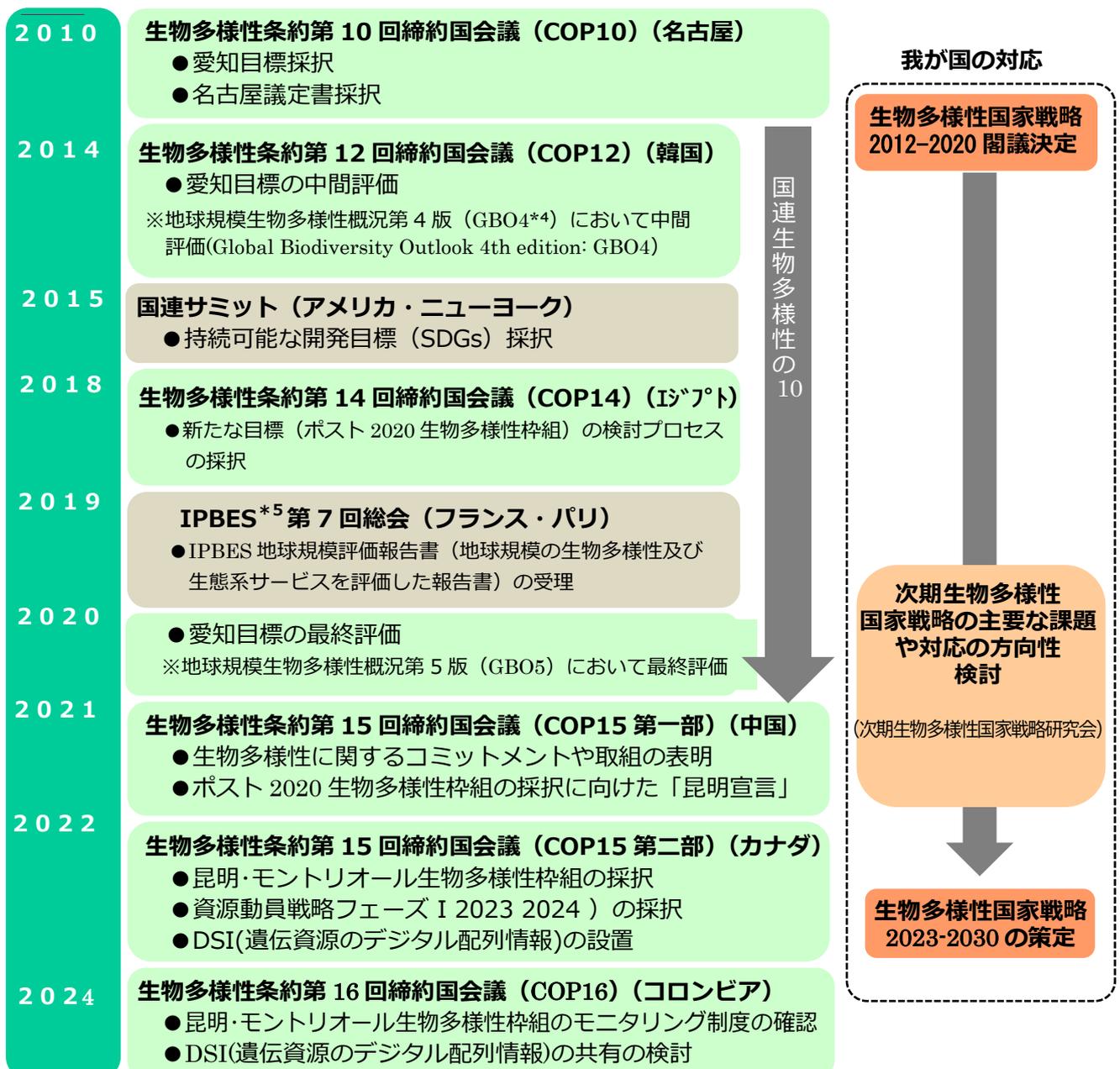
2.1 国際的な動向

(1) 生物多様性条約締約国会議（COP^{*1}）

生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD-COP15）第二部では、愛知目標^{*2}の後継である国際的な目標が「昆明・モントリオール生物多様性枠組」として採択されました。愛知目標は 2020 年を目標年としていたのに対し、この新枠組では 2050 年の「自然と共生する世界」実現に向けた 2030 年までの新たな世界目標として確定されました。23 項目で構成されており、日本が重視していた保全に関する目標である「30by30 目標^{*3}」が主要な行動目標の一つとして位置付けられました。

次回の COP16 は 2024 年 10 月 21 日から 11 月 1 日までの日程でコロンビアのカリで開催され、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のモニタリング枠組や DSI(遺伝資源のデジタル配列情報)等についてさらに検討が進められています。

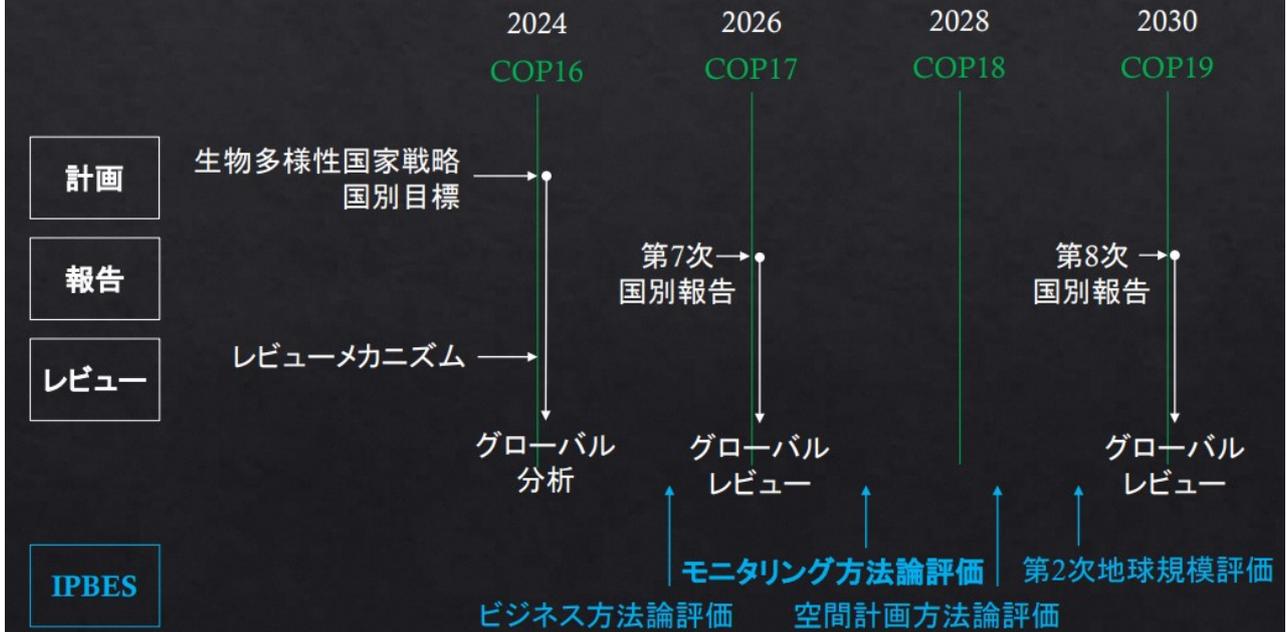
<生物多様性に係る国際的な会議等>



出典：中央環境審議会総会（第 27 回）資料（環境省）、IPBES 第 7 回総会結果報告会資料（環境省）、環境省ホームページより作成

<昆明・モントリオール生物多様性枠組の計画・報告・レビューのメカニズム>

計画・報告・レビューのメカニズム

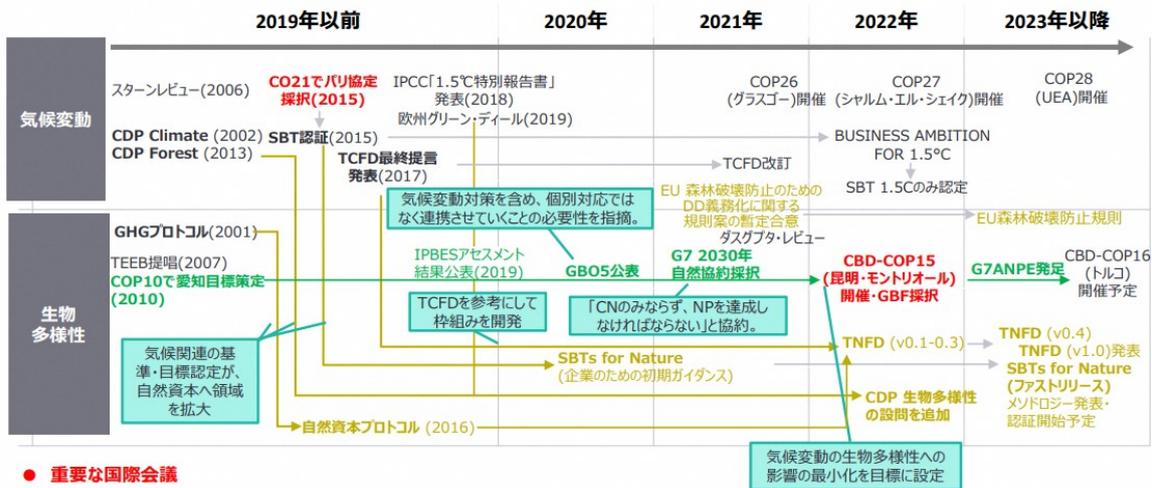


出典：「昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施・モニタリングにおける科学-政策連携」（公益財団法人地球温暖化戦略研究機構）

(2) 自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) と自然 SBTs

自然関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures: TNFD) は、民間企業や金融機関が、自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織として 2021 年 6 月に立ち上げられました。TNFD は、気候関連の財務情報の開示に関するタスクフォース (Taskforce on Climate-related Financial Disclosures: TCFD) に続く枠組みとして、資金の流れをネイチャーポジティブに移行させるという観点で、自然関連リスクに関する情報開示フレームワークを構築することを目指しており、2023 年 9 月には TNFD 最終提言 (v1.0) が発表されました。

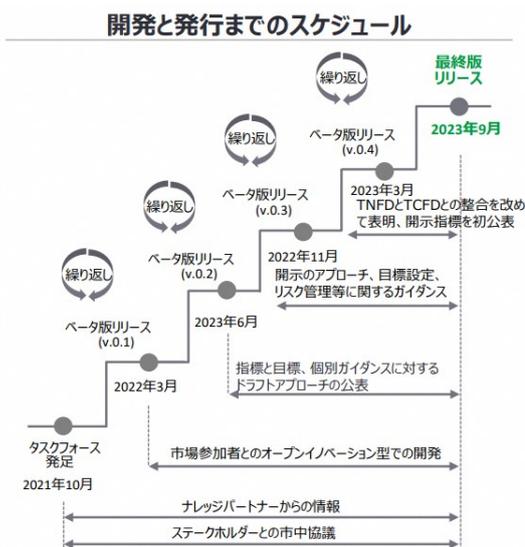
<気候変動関連を起点とした自然資本・生物多様性への対応の動向>



出典：「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ」（環境省）

＜TNFD の概要と最終提言までの動向＞

TNFDとは	進展する自然関連課題について組織が報告し、行動するためのリスク管理と開示の枠組みを開発・提供することを使命とした、市場が主導し、科学に基づき、政府が支援する国際イニシアティブ
設立母体	国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）、国連開発計画（UNDP）、世界自然保護基金（WWF）、グローバル・キャンピーン（英環境NGO）からなる設立パートナーグループ
TNFDの目的	進展する自然関連リスクについて組織が報告し、行動するためのリスク管理と開示の枠組みを開発し、提供すること。その最終的なめは、世界の金融の流れを自然にとってマイナスの成果からネイチャーポジティブの成果へとシフトさせるための支援をすること
TNFD 開示提言とガイダンス	4回のベータ版の発行を経て、2023年9月に最終の開示提言と、それに付随する追加ガイダンスが発行。セクター別ガイダンス等が順次公開されている
TNFD フレームワーク 開発の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場のユーザビリティ ・ 科学に基づく ・ 自然関連リスク ・ 目的志向主導 ・ 統合的で適応力がある ・ 気候と自然の統合 ・ グローバルにインクルーシブ



出所：TNFD「自然関連財務情報開示タスクフォースの提言」（2023年）を基に環境省作成

出典：「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ」（環境省）

TNFD による最終提言では、気候変動に対応するために TCFD が開発を進めたフレームワークを参考に、4つの柱（TCFDと同様）と14の提言が示されています。

＜TNFD の概要と最終提言までの動向＞

- TCFDから引き継がれた11項目
- TNFDで新たに追加された3項目

TNFD開示提言	ガバナンス	戦略	リスクとインパクトの管理	指標と目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ TNFDはTCFDを基礎とした開示提言となっている ・ TCFDが推奨する11の項目を引き継ぎ、加えて自然関連用の3つの項目が追加された ・ 追加要素 <ul style="list-style-type: none"> ✓ エンゲージメント ✓ 重要な自然関連課題と要注意地域の場所 ✓ バリューチェーン 	<p>自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する組織のガバナンスを開示する</p> <p>A. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する取締役会の監督について説明する</p> <p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会の評価と管理における経営者の役割について説明する</p> <p>C. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に対する組織の評価と対応において、先住民、地域社会、影響を受けるステークホルダー、その他のステークホルダーに関する組織の人権方針とエンゲージメント活動、および取締役会と経営陣による監督について説明する</p>	<p>自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的なインパクトを、そのような情報が重要である場合に開示する</p> <p>A. 組織が短期、中期、長期にわたって特定した、自然関連の依存、インパクト、リスク、機会について説明する</p> <p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与える影響、および移行計画や分析について説明する</p> <p>C. 自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略のレジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する</p> <p>D. 組織の直接操作において、および可能な場合は優先地域に関する基準を満たす上流と下流のバリューチェーンにおいて、資産や活動がある場所を開示する</p>	<p>組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けし、監視するために使用するプロセスを記載する</p> <p>A. (i) 直接操作における自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けするための組織のプロセスを説明する</p> <p>A. (ii) 上流と下流のバリューチェーンにおける自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けするための組織のプロセスを説明する</p> <p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するための組織のプロセスを説明する</p> <p>C. 自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する</p>	<p>自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を評価し、管理するために使用される測定指標とターゲットを開示する</p> <p>A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、重大な自然関連リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標を開示する</p> <p>B. 自然に対する依存とインパクトを評価し、管理するために組織が使用する測定指標を開示する</p> <p>C. 組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するために使用しているターゲットと目標、それらと照合した組織のパフォーマンスを記載する</p>

出所：TNFD「The TNFD Recommendations TNFD in a Box」（2023年）を基に環境省作成

出典：「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ」（環境省）

また、SBT（Science Based Targets：科学的根拠に基づいた目標設定）も TNFD と同様に気候変動関連を起点として生物多様性に拡大・発展しています。気候変動 SBTs がパリ協定で求める水準と整合した企業の温室効果ガス排出削減目標であるのに対し、自然 SBTs は土地・海洋・淡水・生物多様性に対して企業活動が与える影響を測定し、持続可能な目標を設定するものになります。自然 SBTs のガイダンスは 2023 年 5 月に v1.0 が公表され、2024 年 7 月にアップデートされました。

2.2 国の取組の動向

(1) 生物多様性国家戦略 2023-2030

生物多様性国家戦略は生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条の規定に基づく政府の基本的な計画で、1995年に策定されて以降、これまで5回の見直しが行われてきました。

2023年に第六次戦略である「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され、新たな国際的な目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応したものとなっています。さらに、2030年のネイチャーポジティブの実現に向けて、以下の5つの基本戦略が設定されました。

- (1) 生態系の健全性の回復
- (2) 自然を活用した社会課題の解決
- (3) ネイチャーポジティブ経済の実現
- (4) 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- (5) 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

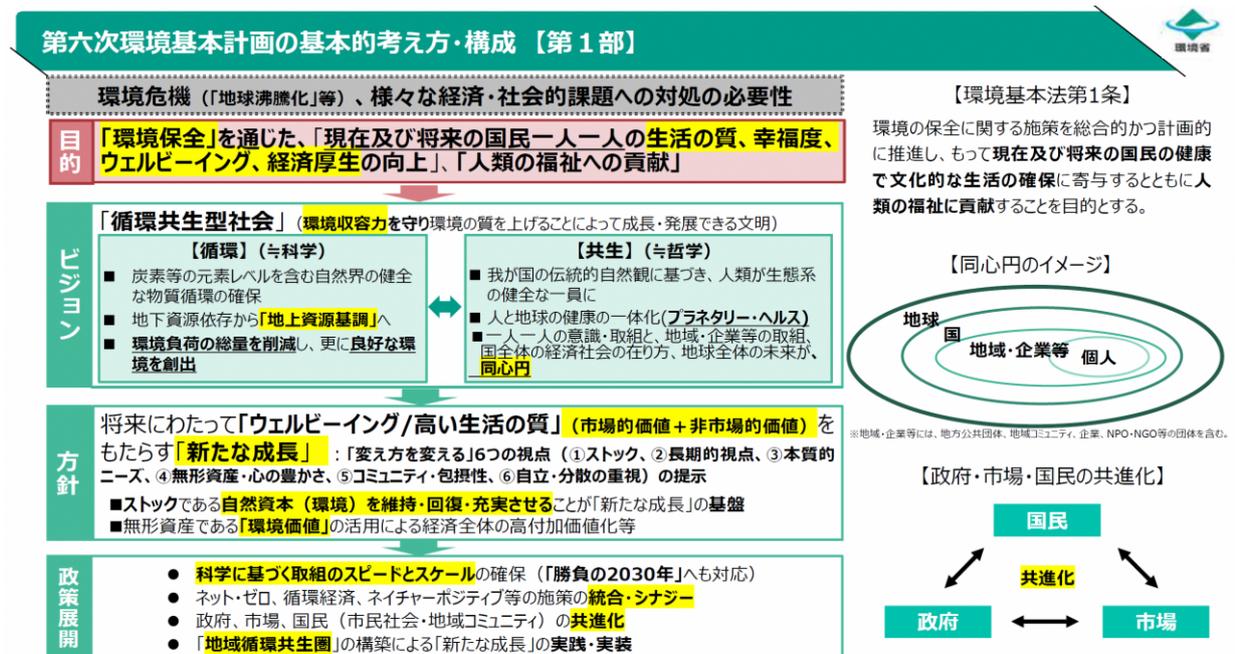
(2) 第六次環境基本計画

環境基本計画は環境基本法に基づき政府の環境施策の大綱を定める計画で、2004年、2010年、2006年、2012年、2018年に続く第六次の計画として2024年5月に閣議決定されました。

環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保や、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むこととしています。

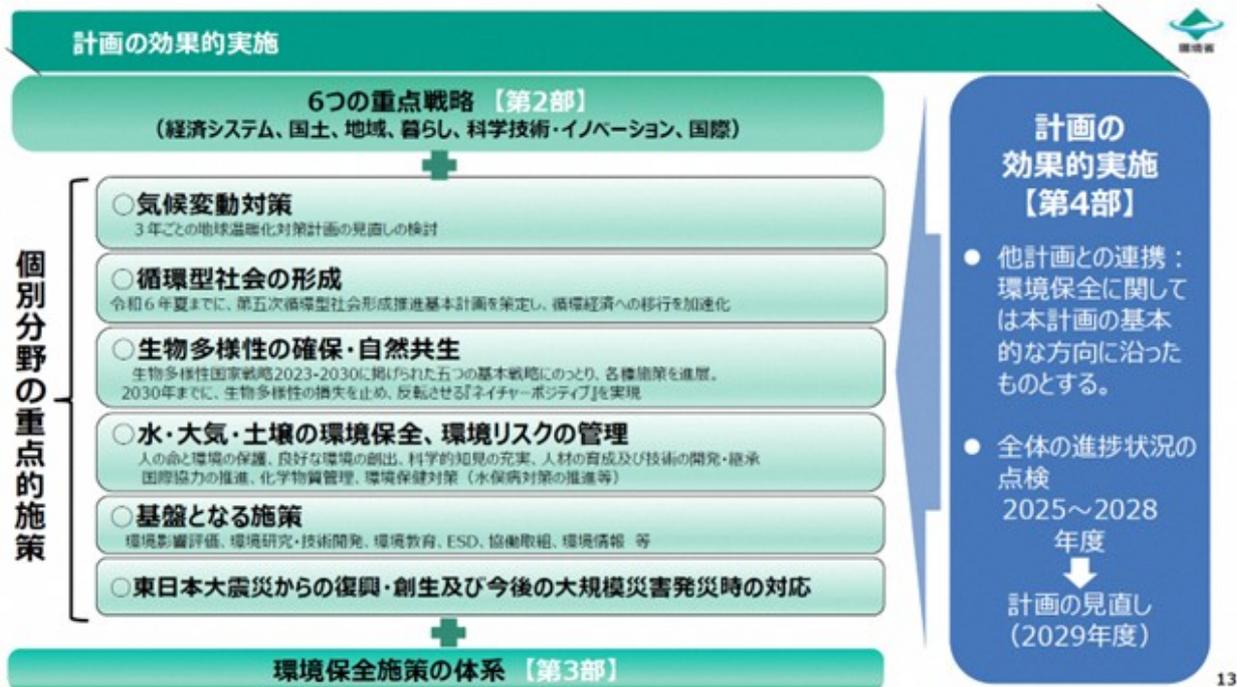
<第六次環境基本計画の概要（第1部）>



※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。 6

出典：「第六次環境基本計画の概要」（環境省）

<第六次環境基本計画の概要（第2～4部）>



出典：「第六次環境基本計画の概要」（環境省）

(3) 農林水産省生物多様性戦略

農林水産省では2007年に「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業やそれを支える農山漁村の活性化を推進してきました。

2022年12月に開催された生物多様性条約COP15で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を踏まえ、2023年3月に当戦略が改定されました。当戦略では、2030ビジョン及び基本方針を掲げ、みどりの食料システム戦略等と整合性をとられた各施策の方向性が提示されています。

[2030ビジョン]

農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

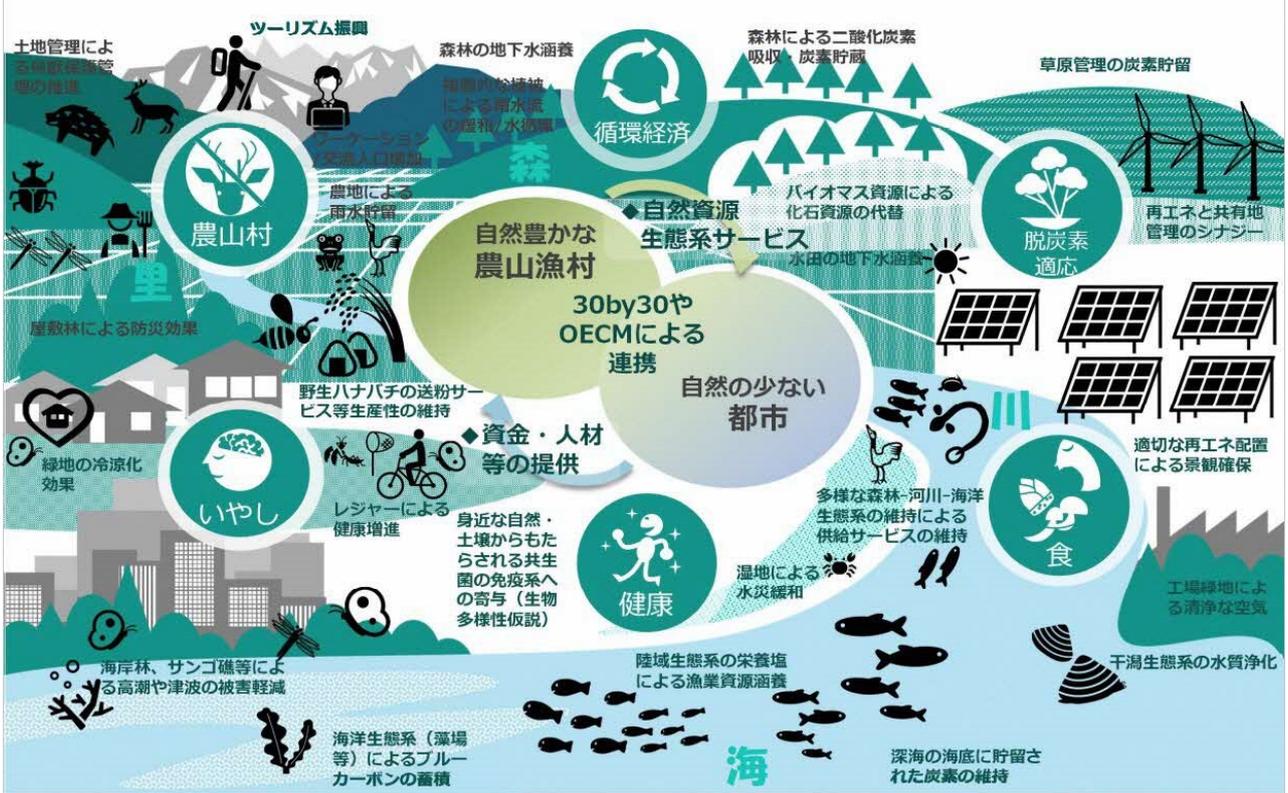
[基本方針]

- (1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全
- (2) 農林水産業による地球環境への影響の低減と保全への貢献
- (3) サプライチェーン全体での取組
- (4) 生物多様性への理解と行動変容の促進
- (5) 政策手法のグリーン化
- (6) 実施体制の強化

(4) 30by30に関する動向

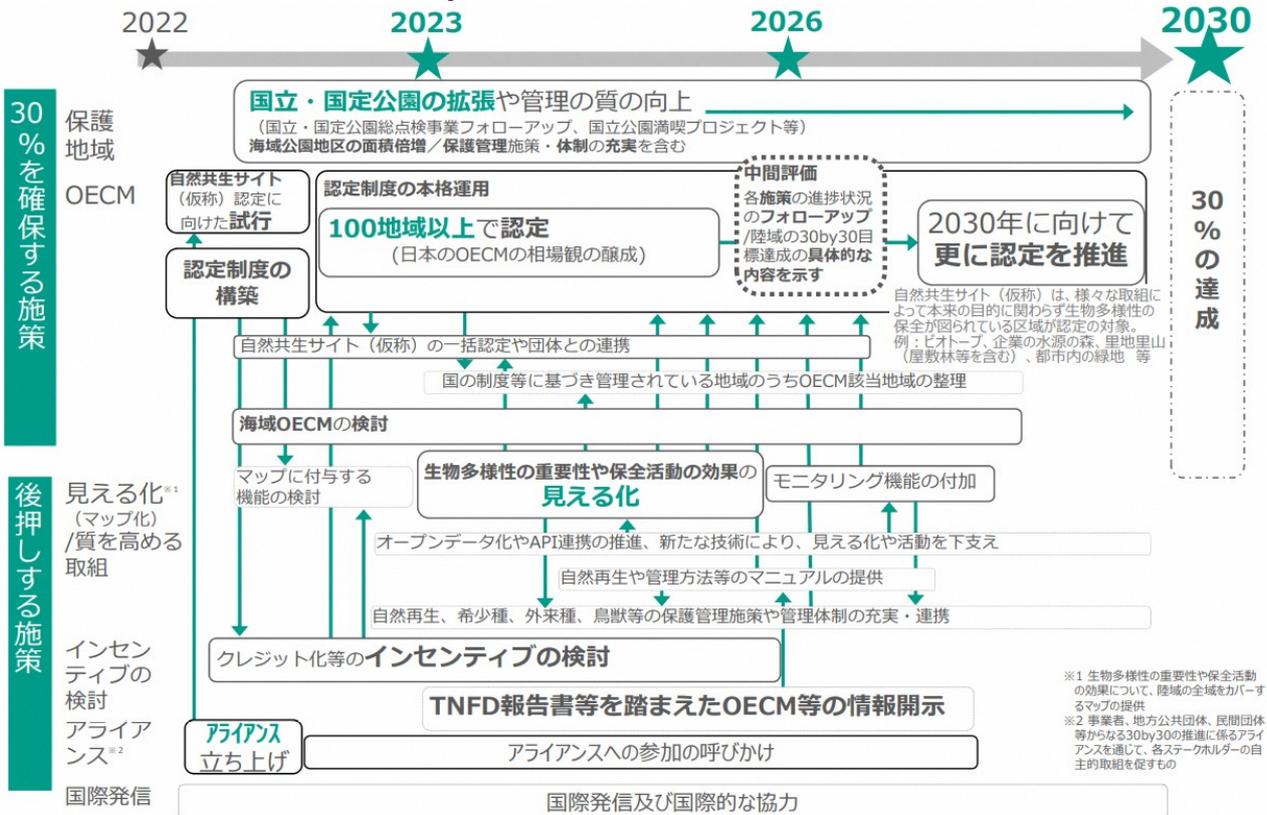
30by30とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のことです。日本では2021年時点で陸域の20.5%、海域の13.3%が保全地域となっており、そこから30by30目標に向けた行程と具体策についてまとめた30by30ロードマップが2022年3月に環境省の生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議により策定されました。

<30by30 実現後の地域イメージ>



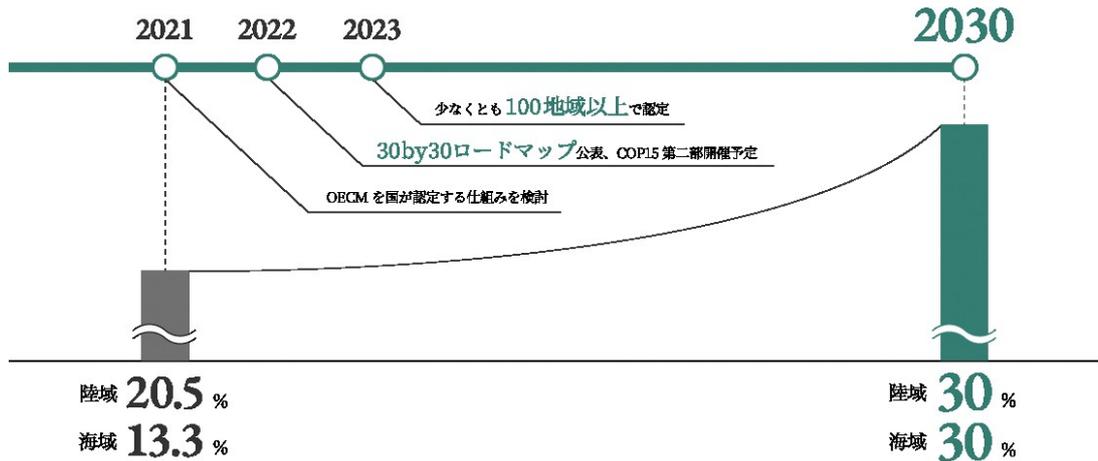
出典：30by30 ロードマップ（生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議（環境省））

<30by30 主要施策と横断的取組の相関>



出典：30by30 ロードマップ（生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議（環境省））

<30by30 ロードマップのイメージ>



出典：「30by30 ロードマップ」（環境省）

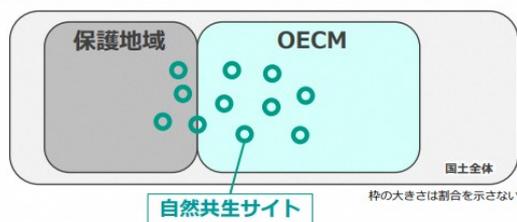
また、30by30 目標に係る先駆的な取組を促し発信するため、有志の企業・自治体・団体等による「生物多様性のための30by30 アライアンス」が2022年4月に発足しました。30by30の達成を目指す上でカギとなるOECM^{*6}（Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）については、アライアンス参加者の協力を得て、認定の仕組みを試行する実証事業が進められてきました。

OECMを増やす取組の一つとして、民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイト^{*7}として環境省が認定する仕組みが、2022年度の試行を経て2023年度から開始されました。自然共生サイトは2023年度前期122か所、2023年度後期62か所、2024年度前期69か所がそれぞれ認定されました。

<保護地域・OECMと自然共生サイトのイメージ>

陸 域	海 域
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然共生サイト認定区域 (保護地域との重複を除く) ■ 団体との連携協定 ■ 国の制度等に基づく管理区域 	<p>【沿岸域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自然共生サイト認定区域 (保護地域との重複を除く) <p>【沖合域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国の制度等に基づく管理区域

保護地域、OECM、自然共生サイトの関係



1:

出典：「OECM、自然共生サイトについて」（環境省）

<令和5・6年度 自然共生サイトの認定サイト（東京都内・首都圏政令指定都市を抜粋）>

期	No.	サイト名	所在地		協力者
			都道府県	市区町村	
令和5年度前期	20	トトロの森	東京都（一部）	東村山市 東大和市 瑞穂町	公益財団法人トトロのふるさと基金
	24	植草共生の森	千葉県	千葉市	(学)植草学園 植草学園大学
	30	三井住友海上駿河台ビル及び駿河台新館	東京都	千代田区	三井住友海上火災保険(株)
	31	大手町タワー	東京都	千代田区	東京建物(株)
	32	東京ガーデンテラス紀尾井町 光の森	東京都	千代田区	(株)西武リアルティソリューションズ
	33	ホトリア広場	東京都	千代田区	三菱地所(株)、ENEOS ホールディングス(株)、ダイビル(株)、東京MN1 特定目的会社、ジャパンリアルエステイト投資法人
	34	大日本印刷(株) 市谷の杜	東京都	新宿区	大日本印刷(株)
	35	清水建設「再生の杜」	東京都	江東区	清水建設(株)
	36	下丸子の森	東京都	大田区	キヤノン(株)
	37	杉並区立遅野井川親水施設	東京都	杉並区	東京都杉並区・遅野井川かっぱの会
	38	八王子市長池公園	東京都	八王子市	NPO フェージョン長池
	39	ICU 三鷹キャンパスの森	東京都	三鷹市	(学)国際基督教大学
	40	日立製作所国分寺サイト 協創の森	東京都	国分寺市	(株)日立製作所
	41	大林組技術研究所雑木林	東京都	清瀬市	(株)大林組
	42	長谷工テクニカルセンター	東京都	多摩市	(株)長谷工コーポレーション
	43	サントリー天然水の森 とうきょう秋川	東京都	あきる野市	サントリーホールディングス(株)
	44	オーズガーデン	東京都	西東京市	小田部 家信
	45	つなぐ森	東京都	奥多摩町	野村不動産ホールディングス(株)
46	ENEOS (株) 根岸製油所 中央緑地	神奈川県	横浜市	ENEOS(株)	
47	AGC(株)AGC 横浜テクニカルセンター鶴見線沿いエリア	神奈川県	横浜市	AGC(株)AGC 横浜テクニカルセンター	
48	ホトケドジョウのビオトープと雑木林	神奈川県	川崎市	(学)桐光学園中学高等学校	
令和5年度後期	18	堂谷津の里	千葉県	千葉市	(特非)バランス 21
	20	ビオガーデン「フジクラ木場千年の森」(深川ギャザリア W3 棟敷地内緑地)	東京都	江東区	(株)フジクラ
	21	おおはし里の杜	東京都	目黒区	首都高速道路(株)
	22	東京学芸大学環境教育研究センター附属教材植物園	東京都	小金井市	(大)東京学芸大学
	23	多摩平の森 団地内緑地	東京都	日野市	(独)都市再生機構
	24	株式会社グリーン・ワイズ 本社事業所	東京都	多摩市	(株)グリーン・ワイズ
	25	ながつた幼稚園どんぐり山	神奈川県	横浜市	(学)長津田学園
令和6年度前期	17	さいたま市桜環境センター	埼玉県	さいたま市	さいたま市
	18	緑のトラスト保全第1号地「見沼田圃周辺斜面林」	埼玉県	さいたま市	埼玉県
	22	恵比寿ガーデンプレイス サッポロ広場	東京都	渋谷区	サッポロ不動産開発(株)
	23	横浜国立大学ときわの森	神奈川県	横浜市	(大)横浜国立大学
	24	横浜・京浜の森	神奈川県	横浜市	トンボはドコまで飛ぶかフォーラム

出典：「令和5年度前期「自然共生サイト」認定結果」「令和5年度後期「自然共生サイト」認定結果」「令和6年度前期「自然共生サイト」認定結果」（環境省）

2024 年度以降の OECM に係る検討内容としては、自然共生サイト認定制度について引き続き認定促進に向けた制度の改善が図られていくほか、インセンティブ施策、生物多様性見える化システム、モニタリング手法、海域（沖合）の OECM の検討等が進められていく予定です。

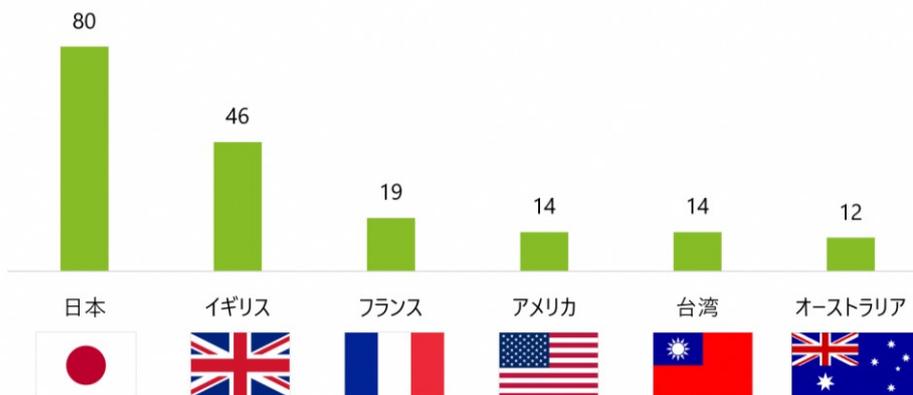
陸域及び海域（沿岸）においては、2025 年度以降の自然共生サイトの申請・認定が、2025 年 4 月に施行予定の生物多様性増進活動促進法に一本化される予定です。自然共生サイト制度は「場所」に対する認定ですが、生物多様性増進活動促進法では生物多様性の維持に関する「増進活動」まで規定が拡充されます。

(5) ネイチャーポジティブ*⁸経済に関する動向

ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。

また、ネイチャーポジティブ経済とは、個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化することを通じ、自然への配慮や評価が組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、資金の流れの変革等がなされた経済とされています。

<TNFD Early Adopters 企業数>



出典：環境省 HP「脱炭素ポータル」

P.3 の自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）のように民間主導でのネイチャーポジティブの取組が国際的に進みつつあります。2024 または 2025（会計）年度において財務諸表等に沿った TNFD 統合開示を公表予定の企業である「TNFD Early Adopters」が発表され、世界で 46 カ国 320 社が早期の TNFD 開示を表明している中、日本企業は世界最多の 80 社を占めています。

＜ネイチャーポジティブ経済移行戦略の概要＞

ネイチャーポジティブ経済移行戦略～自然資本に立脚した企業価値の創造～

令和6年3月
環境省、農林水産省
経済産業省、国土交通省

ネイチャーポジティブ経済への移行の必要性 ～社会経済途絶リスクからの脱却～

経済活動の自然資本への依存とその損失は、**社会経済の持続可能性上の明確なリスク**

不適切な水資源利用や化学物質の放出等の結果、株価の下落等の財務的損失を被った企業も生じている
出所：When the Bee Stings (BloombergNEF2023)



社会経済活動を持続可能とするため**ネイチャーポジティブ経営への移行が必要**。

= 自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営

CSR的取組から一段踏み込み、自然資本への依存・影響の低減を本業に組み込む

本戦略の狙い ～単なるコストアップではなくオポチュニティでもあることを示す～

ネイチャーポジティブ経済：個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、**そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化することを通じ、自然への配慮や評価が組み込まれる**とともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、**資金の流れの変革等**がなされた経済。

本戦略では①**企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例**

②**ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が押えるべき要素**

③**国の施策によるバックアップ**

を示し、個々の企業の行動変容を可能とし、その総体としてのネイチャーポジティブ経済への移行を実現。

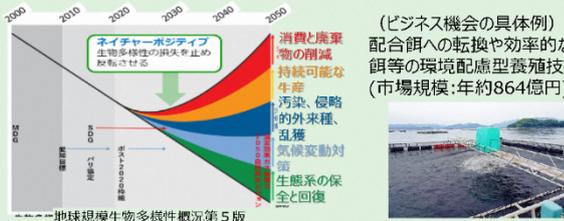
①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

TNFD等の情報開示を通じた企業価値向上

情報開示を意識したリスク対応等（それによるレジリエンス・持続可能性向上）で、それが市場や社会に評価されることで民の資金を呼び込み、企業価値向上に結びつける。

ビジネス機会の具体例と市場規模（環境省推計）

脱炭素や資源循環、自然資本の活用等、様々な切り口から機会創出。



②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

まずは足元の負荷の低減
自然資本への負荷の回避・低減を検討した上で、自然資本にポジティブな影響を与える取組を検討（ミティゲーション・エビデンス）

総体的な負荷削減に向けた一歩ずつの取組も奨励
総体的な把握・削減を目指す。同時に自然資本との関係を踏まえつつ、事業の一部から着手することも奨励

損失のスピードダウンの取組にも価値
負荷の最小化と貢献の最大化を同時に図ることで、自然資本の回復力も含めたネイチャーポジティブを実現

消費者ニーズの創出・充足
消費者ニーズを適切に把握するとともに創出し、ネイチャーポジティブに資する製品・サービスを市場に提供

地域価値の向上にも貢献
ネイチャーポジティブ経営が地域の生物多様性保全と地域課題の解決に寄与

セクター別の取組内容・取組事例等については、「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）」（2023.4公表）参照。

移行後の絵姿（2030年）～自然資本に立脚した、GDPを超えた豊かな社会の礎に～

大企業の5割はネイチャーポジティブ経営に

※取締役会や経営会議で生物多様性に関する報告や決定がある企業会員の割合（環境省推計）。現状30%（2022年度、経団連アンケート調査より）。

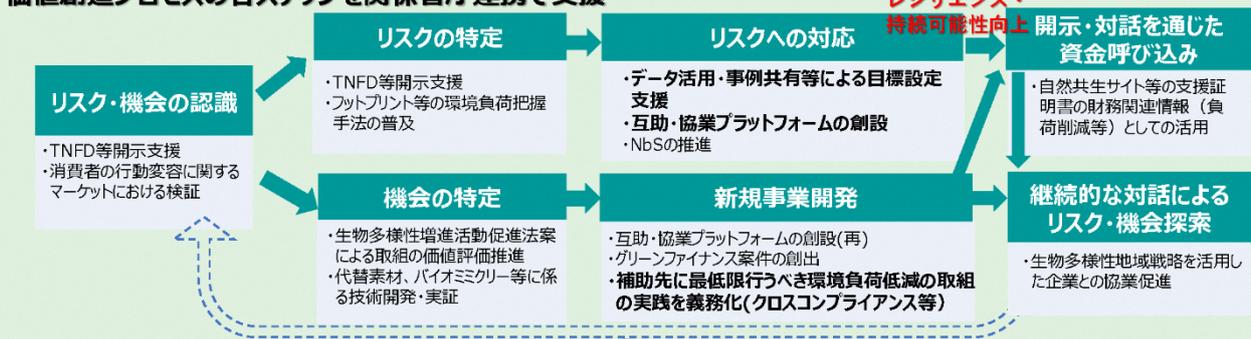
ネイチャーポジティブ宣言の団体数を1,000団体に

※2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF、会長：十倉経団連会長）が呼びかけ中。現状28団体。中小企業、自治体、NGO団体も含め宣言が発出されることで、取組機運の維持、市場確保に繋がる。

③国の施策によるバックアップ（ネイチャーポジティブ経営への移行に伴う企業の価値創造プロセスと対応する国の施策）

価値創造プロセスの各ステップを関係省庁連携で支援

※各種施策のうち環境問題に特化し、かつ比較的多くの業種・分野に共通するものを例示。



プロセスを支える基盤

DXの進展/科学的知見の充実/国際社会における適切な評価/消費者を含む取組機運醸成・維持

- 企業のリスク特定、情報開示等に必要自然関連の国際データに係るネットワークを形成しつつ、日本を含むアジアモンスーン地域からの国際ルール形成に貢献
- 国土の自然関連情報等のデータ基盤整備
- 地域の自然資本や生態系サービスを定量化し、地方創生や地域課題解決へ活用する方策の検討
- リモートセンシングやAI技術等を用いたデータ活用ビジネスの推進
- 互助・協業プラットフォームの創設、産官学民プラットフォームの運営

出典：「ネイチャーポジティブ経済移行戦略 概要」（環境省）

環境省では2021年度に「生物多様性民間参画ガイドラインの改訂に関する検討会」を設置し、2023年4月に「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）－ネイチャーポジティブ経営に向けて

」が公表されました。当ガイドラインは、国内外の動向を踏まえて、企業が生物多様性の保全や自然資本の持続的利用、すなわち持続可能な経営を目指す際の参考として作成されたものです。

また、2022年3月に「ネイチャーポジティブ経済研究会」を設置し、2024年3月に環境省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の4省庁連名で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定されました。本戦略は、「ネイチャーポジティブ経営」への移行の必要性、移行に当たって企業が押えるべき要素、新たに生まれるビジネス機会の具体例、ネイチャーポジティブ経営への移行を支える国の施策を具体化させたもので、「生物多様性国家戦略」と「生物多様性民間参画ガイドライン」を繋ぐものです。

(6) 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法）

事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進することを目的に、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」が2024年3月に閣議決定され、2024年4月に公布されました。施行は2025年4月に予定されており、これまで生物多様性に係る地域連携保全活動の促進を担ってきた「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（生物多様性地域連携促進法）は廃止され、生物多様性増進活動促進法に制度移行されます。

地域生物多様性増進活動を行おうとする企業等が作成する増進活動実施計画等の認定制度を設け、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講じられる予定です。また、認定を受けた連携増進活動実施計画を作成した市町村は、その計画の区域内の土地の所有者等と協定を締結することができるようになります。

<地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律による主な措置事項>

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として**主務大臣が認定**。



- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化**といった**特例**を受けることができる。

(2) 協定制度の創設

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

出典：「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案の概要」（環境省）

2.3 東京都の取組の動向

(1) 東京都生物多様性地域戦略

東京都では、生物多様性基本法に基づいた都内の生物多様性の保全及び持続的な利用に関する基本的な計画として「東京都生物多様性地域戦略」が2023年4月に策定されました。また、2023年12月には「東京都生物多様性地域戦略」の内容を分かりやすくまとめた「普及版」が公表されました。

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の目標年次を踏まえ「2050年の東京の将来像」として、『自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す』を基本理念として掲げ、生態系サービスごとの将来像が示されました。

また、各地形における具体的な取組や自然との関連性を整理した「地形区分ごとの将来像」や、2050年東京の将来像の実現に相応しい「2030年目標」及び「基本戦略ごとの行動目標」が示され、2030年ネイチャーポジティブに向けた目標と生物多様性に関わるあらゆる主体の取組の方向性を掲げています。

<2050年の東京の将来像>

基本理念

自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す

生態系サービスごとの東京の将来像



大都市東京ならではの目指すべき姿①

【都内のあらゆる場所で生物多様性の保全と持続的な利用が進んでいる】

エコロジカル・ネットワーク
生物多様性上重要な自然地が、在来の生きものの通り道となる緑地や河川等によりネットワーク化されている



市街地内のみどりの質の向上

市街地内でも、公園・屋敷林・農地・企業緑地・自宅の庭など小さなみどりの質が向上し、都市空間全体で生物多様性の向上が図られている

大都市東京ならではの目指すべき姿②

【都内だけでなく、日本全体・地球規模の生物多様性にも配慮した行動変容が進んでいる】

都内だけでなく、日本全体・地球規模にも配慮した行動変容により、消費行動などを通じて関係する生物多様性の保全と持続可能な利用が進み、結果として東京も持続的な社会が構築されている



出典：東京都生物多様性地域戦略について（東京都生物多様性地域戦略 概要版（東京都環境局））

〈東京の将来像を実現するための 2030 年目標〉

2030年目標

自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる**＝ネイチャーポジティブの実現**

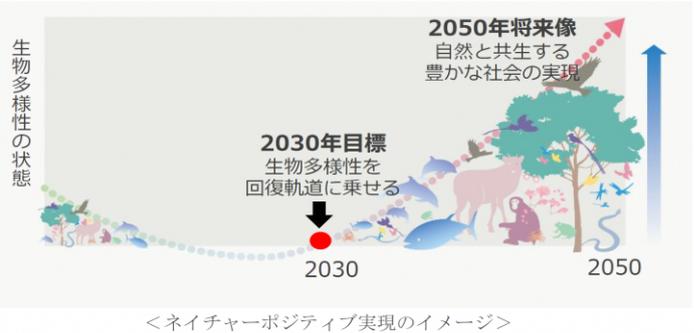
〈昆明・モントリオール生物多様性枠組〉

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

世界目標の主な要素

- **保全に関する目標**
30by30目標、劣化した自然地域の30%の再生、外来種定着の半減
- **ビジネス、主流化に関する目標**
ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進
- **NbSに関する目標**
自然が持つ調整力を減災等に活用



- ✓ 生物多様性の恵みを持続的なものにするためには、世界目標である「ネイチャーポジティブの実現」に貢献し、地球規模の課題にも対応した行動変容が必要
- ✓ 行政だけでなく都民、事業者、民間団体、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働する必要

2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略

I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

出典：東京都生物多様性地域戦略について（東京都生物多様性地域戦略 概要版（東京都環境局））

〈基本戦略ごとの行動目標〉

基本戦略Ⅰの行動目標

生物多様性バージョンアップエリア 10,000+

「自然地の保全管理」「みどりの新たな確保」「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアを「**生物多様性バージョンアップエリア**」として位置付け、行政として**10,000ha**を目指す。さらに、**民間の取組を「+（プラス）」**で表現し、様々な主体と共に取り組んでいく。



陽の届かない人工林

豊かな森林へバージョンアップ

新たな野生絶滅ZEROアクション

2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるようにするための実効性のある取組を様々な主体と共に実施することを目指す

基本戦略Ⅱの行動目標

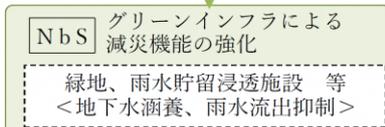
Tokyo-NbSアクションの推進 ～自然に支えられる都市東京～

自然を活用した解決策（NbS）となる取組を、行政・事業者・民間団体など各主体がともに推進する。2030年までを「NbS定着期間」と捉え、各主体がNbSとなる取組を実施することを目指す。

■ NbS（Nature-based Solutions）

自然の機能を活用した社会課題の同時解決

例）自然災害リスク



自然災害リスクの低減に貢献

基本戦略Ⅲの行動目標

生物多様性都民行動100% ～一人ひとりの行動が社会を変える～

保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標とする。また、都民だけでなく、事業者・民間団体等、あらゆる主体が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進していく。

■ 都政モニター調査（2020）

「自然環境や生きもののために日頃から心がけていること」

特に何もしていない…**10.7%** ←ゼロに



自然を守る活動に参加



環境に配慮した商品の選択

10の行動方針

地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全

希少な野生動植物の保全と外来種対策

人と野生動物との適切な関係の構築

自然環境情報の収集・保管・分析・発信

東京産の自然の恵みの利用（供給サービス）

防災・減災等につながる自然の機能の活用（調整サービス）

快適で楽しい生活につながる自然の活用（文化的サービス）

生物多様性の理解促進

生物多様性を支える人材育成

都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容

出典：東京都生物多様性地域戦略について（東京都生物多様性地域戦略 概要版（東京都環境局））

(2) 東京都生物多様性推進センター

生物多様性地域連携促進法第 13 条に基づく地域連携保全活動支援センターとして 2024 年 4 月に（公財）東京都環境公社に設置されました。

東京都生物多様性推進センターは、都内の保全活動に係る各主体間における連携・協力の斡旋、必要な情報の提供や助言を行う拠点となります。都内の自然豊かな保全地域において、各種体験プログラムを通じ、ボランティア活動の多様な機会を創出するとともに、適切な緑地の維持管理及び貴重な動植物の保全を行い、生物多様性の保全と自然との共生の実現に貢献していくものです。

主な取組として、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき指定された都内の保全地域（50 地域）において、東京都の委託を受け、都民・事業者・ボランティア団体・自治体等様々な主体と協働して、保全地域の維持管理及び各種体験や保全活動の情報発信を実施しています。

(3) 東京グリーンビズ

東京都では、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民とともに未来に継承していくため、100 年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」が 2023 年 8 月に始動しました。東京の緑を「まもる」「増やし・つなぐ」「活かす」取組の強化により、都市の緑化や、生物多様性の保全等を推進し、「自然と調和した持続可能な都市」への進化を目指しています。

また、東京の緑溢れるスポットやイベント情報を発信するデジタルマップとして“東京グリーンビズマップ”や、自然とふれあえるスポットを集めた“お出かけガイド”が発行されています。

<東京グリーンビズの今後の検討事項例>

東京の緑を「まもる」「増やし・つなぐ」「活かす」取組の強化により、都市の緑化や生物多様性の保全などを推進し、自然と調和した持続可能な都市へと進化させていく



出典：「みどりと生きるまちづくり TOKYO GREEN BIZ」(東京都)

<東京グリーンビズマップ>



2024.7.30 | 東京グリーンビズマップをプレ・リリースしました！>
 2024.7.30 | 東京グリーンビズコラボレーションパートナーを公表しました！>
[>> view more](#)



出典：東京都グリーンビズマップ（東京都）（2024年10月18日時点）

<お出かけガイド>

④市谷の社
自然に近い目を狙った森づくり
ビルを囲むように広がる「市谷の社」。かつてこの地にあった武蔵野の森林帯をテーマにした多機能な複合施設を建設し、商業施設を中心に家族層をターゲットに自然環境の価値を高める取り組みを行っています。
東京メトロ丸根線・有楽町線「市谷駅」より徒歩10分
都立大市谷キャンパス後楽園より徒歩10分

皇居～有楽町エリア

東京の玄関口から広がる緑のスポット
ビジネスの拠点として栄え、オフィスビルが立ち並ぶこのエリア。先進的なイメージ一方で、ほっと息つける緑のスポットが随所にあります。

⑩ホトリア広場
交流の場を創出する緑地広場
皇居外苑に隣接する約3,000㎡の緑地広場。皇居の二の丸緑地を模した在来樹種を主軸に開設され、都会的な緑地広場を刷新する外苑施設は、人、環境、生きものとの場を創出しており、環境省の「自然共生サポーター」に認定されています。
東京メトロ丸根線・千代田線・有楽町線「丸の内線」駅東三田駅・大手町駅より徒歩2分

⑦皇居外苑
四季折々の景色と歴史文化が共存
大正生立場と歴史的建造物が共存する皇居外苑。皇居前広場のシンボルである二重橋や、国指定重要文化財に登録されている「福門」など、四季折々の自然の美を鑑賞しながら季節の移り変わりを楽しむことができます。
東京メトロ丸根線・丸の内線「皇居外苑駅」より徒歩2分
皇居三田駅「皇居外苑」より徒歩2分

④大手町の森
都市の生態系に貢献
大手町タワーの敷地内に広がる約3,000㎡におよぶ緑地。この地に在来種を中心とした、本物の自然の価値を創出して作られました。皇居からほど近い距離にあることで様々な生き物が行き交う移動ルートとなり、都市の生態系を豊かにしています。
東京メトロ丸根線・千代田線・有楽町線「丸の内線」駅東三田駅・大手町駅より徒歩5分

②東京ガーデンテラス紀尾井町
アートと自然が調和した広場
自然環境に調和した設計に、四季が楽しめる自然豊かな環境がアートが調和した広場が広がる複合施設。地域の緑化率は45%を超え、周辺は自然環境には馴染み深いさまざまな野生動物が確認されています。
東京メトロ丸根線・丸の内線「有楽町線」駅東三田駅・有楽町線「有楽町線」駅東三田駅より徒歩5分

おすすめお散歩コース

⑤行幸通り
東京の生態系に貢献
皇居外苑に隣接する約3,000㎡の緑地広場。皇居の二の丸緑地を模した在来樹種を主軸に開設され、都会的な緑地広場を刷新する外苑施設は、人、環境、生きものとの場を創出しており、環境省の「自然共生サポーター」に認定されています。
東京メトロ丸根線・千代田線・有楽町線「丸の内線」駅東三田駅・大手町駅より徒歩2分

出典：「TOKYO GREEN BIZ GUIDE MAP」（東京都）

3. 文京区生物多様性地域戦略の施策の実施状況

本戦略に基づいて令和5（2023）年度に本区が実施した主な施策について、基本目標ごとに取組内容をまとめました。

基本目標Ⅰ 「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る

基本目標Ⅰでは、区民や事業者による生物多様性に対する理解を促し、浸透・定着を図るため、以下の3つの方向性から取り組むこととしています。

ステップ1
理解・浸透



施策の方向性

- | |
|---------------------------|
| ① 「生物多様性」の概念を理解・浸透させる |
| ② 区内の生物多様性の現状を把握・周知する |
| ③ 区内等の自然・生きものに触れ合う機会を創出する |

<令和5（2023）年度の主な取組内容>

①【生物多様性の概念の理解・浸透】

- 生物多様性の概念や暮らしに身近な生物多様性の恵みをまとめたものをHPで公開し、啓発を図りました。（施策1-1）（環境政策課）
- 地域戦略の子ども用概要版を、区立小学校の全六年生に環境学習用として配付し、次世代に対する生物多様性の理解・浸透を図りました。（施策1-1）（環境政策課）
- 区民・事業者アンケートにおいて、「生物多様性と暮らし」「事業活動との関わり」について紹介しました。（施策1-1）（環境政策課）
- 区HPのアライグマ・ハクビシンのページに、環境省の外来種に関するページをリンクして、外来種への対策を情報発信しました。また、外来種の飼養や輸入についての取扱いについて周知しました。（施策1-2）（環境政策課）

②【区内の生物多様性の現状把握・周知】

- 事務局で区内の動植物の状況について年2回（春夏・秋冬）の調査・確認を実施しました。（施策2-1）（環境政策課）
- 主に区内小学生の親子を対象に「冬の野鳥観察会」として、肥後細川庭園にて観察会を開催し、合わせて23種の野鳥を確認しました。（2/3：小学生10名、保護者12名、未就学児1名が参加。）（施策2-2）（環境政策課）
- 「文の京生きもの図鑑～区内の身近な生きもの集めました～」を行政情報センター（シビックセンター2階）で有償頒布したほか、下記の各種イベント等にて文京区の生きものや生物多様性の保全について啓発を行い、併せて図鑑の紹介を行った結果、計124冊を購入いただきました。（施策2-4）（環境政策課）
 - ・区主催講座・イベント（冬の野鳥観察会・消費生活展等）
 - ・本郷百貨店祭り・東大ホームカミングデー・菊まつり
- 事務局で区内の動植物の状況を確認した結果を区のホームページに掲載しました。（施策2-5）（環境政策課）

③【区内等の自然・生きものに触れ合う機会の創出】

- 親子環境教室で、自然に関するプログラムとして、「セミの抜け殻標本をつくろう」及び「生き物のふしぎを探ろう」をテーマに講座を開催しました。講座では、生物多様性について学ぶとともに、文の京生きもの図鑑を紹介し、身近な生きものについて興味を持つきっかけづくりを行いました。（施策3-1）（環境政策課）
- 主に区内小学生の親子を対象に「冬の野鳥観察会」として、肥後細川庭園にて観察会を開催し、合わせて23種の野鳥を確認しました。（2/3：小学生10名、保護者12名、未就学児1名が参

加。) (再掲) (施策3-1) (環境政策課)

○自然散策会等を午前・午後に分けて合わせて計6回開催しました。(5月:新宿御苑(参加者16名)、10月:皇居東御苑(参加者20名)、12月:小石川植物園(参加者15人)) (施策3-1) (みどり公園課)

○小学校用副読本「わたしたちの文京区」に生物多様性コラムを掲載しました。(施策3-1) (地域環境・教育指導課)

○環境学習会において、自然に関するプログラムを以下の内容で実施しました。(施策3-1) (教育センター)

【科学教室】以下のテーマで3回実施

(1) 植物のからだのしくみ (6/24:参加者 39人)

(2) 葉脈標本をつくろう (7/8:参加者 42人)

(3) こんちゅう野外教室 (7/29:参加者21人)

【やってみましょう楽しい実験】以下のテーマで3回実施

(1) 水中の生物を観察しよう (4/15:参加者 55人)

(2) チリメンモンスターを見つけよう (8/26:参加者 48人)

(3) タネの不思議 (10/14:参加者 49人)

【子ども科学カレッジ】以下のテーマで4回実施

(1) 生きものと生きものつながりが生み出す物語を理解し予測するエコロジーのお話し (8/5:参加者 20人)

(2) 人工血液をつくる (10/7:参加者25人)

(3) 地球温暖化が自然生態系に及ぼす影響 (11/4:参加者 17人)

(4) 貝の進化 (2/10:参加者 27人)

○区HPでめぐりの道を公開しています。(施策3-1) (環境政策課)

○四季の郷薬師温泉やまびこ荘、魚沼市観光協会が主催となり、山村・自然体験事業を年20回実施し、稲刈り体験や川遊び体験、スキー体験等を行いました。(施策3-2) (区民課)

基本目標Ⅱ 生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、日常の中で実践する

基本目標Ⅱでは、区民や事業者が生活スタイルや事業活動を転換し、日常の中で実践することができるように、以下の3つの方向性から取り組むこととしています。

ステップ2

日常生活でできることから実践



出典) 認証マーク等は「生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)」(環境省)より引用

施策の方向性

- ④ 生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進する
- ⑤ 生物多様性に配慮した事業活動への転換を促進する
- ⑥ 各主体との連携・協働を推進する

<令和5(2023)年度の主な取組内容>

④【生物多様性に配慮した生活スタイルの促進】

○生ごみ減量塾～エコの花、腐葉土作って咲かせよう!～を実施しました。(春季6月2日(金)参加者26名、秋季11月24日(金)参加者24名) (施策4-1) (リサイクル清掃課)

○文の京生きもの図鑑に「認証ラベル」について掲載し、各種イベント等にて図鑑を販売しました。(施策4-2) (環境政策課)

○食品ロス削減の取組として下記のとおり行いました。(施策4-2) (リサイクル清掃課)

・BUNKYOごみダイエット通信(1月発行)

・モノ・フォーラム(食品ロス削減講座)(2/6:参加者13名)

- ・エコ・クッキング教室（小学1～6年生とその保護者対象）（7/28:参加者23組46名）
 - ・フードドライブ（未利用食品の回収）約3,760kg
 - 環境ライフ講座を開催し、「生きものの多様性と私たちとのつながり」をテーマにした講座を行いました。講座では、文の京生きもの図鑑を紹介し、生物多様性に関して意識啓発を行いました。（施策4-3）（環境政策課）
 - 文京ecoカレッジ「エコ先生の特別授業」に、出前講座として「森林保全と自然との共生」を追加し、令和6年度から実施できるようにしました。（施策4-3）（環境政策課）
 - 区民講座等を通じた、生物多様性保全に関する人材育成のため、以下の講座を開催しました。（施策4-3）（リサイクル清掃課）
 - ・リサイクル推進サポータースキルアップ講座（5/17～6/14:全4回、受講者24名）
 - ・夏休みリサイクル見学会（8/24:参加者25名、見学先:光が丘清掃工場）（施策4-3）（リサイクル清掃課）
 - みどりのサポート活動ボランティア活動について区HPに掲載し、周知しました。また、活動参加募集案内を区HPや区報に掲載しました。（施策4-3）（みどり公園課）
- ⑤【生物多様性に配慮した事業活動の促進】**
- 大規模建築物（3000㎡以上）、中規模建築物（1000㎡以上3000㎡未満）の事業所に対し、適正分別及びリサイクル推進啓発のため立入検査を実施しました。（大規模140件、中規模103件）（施策5-1）（リサイクル清掃課）
 - 地域戦略の概要版で事業者の行動計画を示しHPに掲載しています。（施策5-1）（環境政策課）
 - 事業者アンケートで「生物多様性民間参画ガイドライン（認証ラベル商品等が掲載）」について紹介しました。（施策5-1）（環境政策課）
- ⑥【各主体との連携・協働の推進】**
- 肥後細川庭園（区立公園）にて「冬の野鳥観察会」をNPOに委託して開催しました。（施策6-1）（環境政策課）
 - 四季の郷薬師温泉やまびこ荘、魚沼市観光協会が主催となり、年20回実施。稲刈り体験や川遊び体験、スキー体験等を行いました。（再掲）（施策6-1）（区民課）
 - みどり公園課に公園の重要種について草刈方法を配慮するように依頼しました。（施策6-2）（環境政策課）
 - 生物多様性に関する活動を行っている区内団体を、区HPに掲載しています。（施策6-3）（環境政策課）
 - 親子環境教室及び環境ライフ講座で、生きものをテーマにした講座をNPOに委託して開催しました。（施策6-3）（環境政策課）

基本目標Ⅲ 生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現する

基本目標Ⅲでは、各施設や建物の所有者・管理者が、それぞれの立場で主体的に生物多様性に配慮したまちづくりに取り組むことができるよう、ビオトープタイプ別に施策を検討し、全てのタイプを網羅する以下の5つの方向性から取り組むこととしています。

ステップ3 生きものたちの
生育空間の継承・創出



施策の方向性

- ⑦ 公園・公共施設等における身近な生物多様性を創出する
- ⑧ 区民・事業者における身近な生物多様性を創出する
- ⑨ 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等を継承する
- ⑩ エコロジカル・ネットワークを形成する
- ⑪ 外来種・愛玩動物等への適切な対応を推進する

<令和5（2023）年度の主な取組内容>

⑦【公園・公共施設等における身近な生物多様性の創出】

- 区立公園で重要種に配慮した草刈を実施しました。また、連続した植栽整備を実施しました。（施策7-1）（みどり公園課）
- 神田川の河川清掃を1回実施しました。（施策7-1）（みどり公園課）
- 樹木が健全に育つための公園・緑地等の剪定等を実施しました。（施策7-1）（みどり公園課）
- 区民参画による公園等の管理として、43園について37団体が参加しました。（施策7-1）（みどり公園課）
- 区民参画による公園づくりとして、切通公園、関口三丁目公園の意見交換会を計6回実施しました。（施策7-1）（みどり公園課）
- 区庁舎における生物多様性に配慮した草刈り方法として、屋上緑化のススキ植生あたりを一部50cm残しました。（施策7-2）（施設管理課）
- 誠之小にビオトープを整備しました。（施策7-2）（学務課）
- 樹木の適正な維持管理のため、街路樹の剪定等を実施しました。（施策7-3）（みどり公園課）

⑧【区民・事業者における身近な生物多様性の創出】

- 東京都苗木生産供給事業を活用し、10月に苗木の配布を行いました。（参加者154名）（施策8-1）（みどり公園課）
- 区民・事業者への手づくりビオトープの取組方法を紹介するため、教育センターに設置した手づくりビオトープについて区HPや文の京生きもの図鑑で紹介しています。（施策8-1）（施策8-2）（環境政策課）
- 文の京生きもの図鑑に、コラム「手づくりビオトープ」を掲載しています。（施策8-1、8-2）（環境政策課）
- 安全で良好な生活環境をつくることを目的として、生垣造成補助を実施しました。（3件）（施策8-1、8-2）（みどり公園課）

⑨【歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等の継承】

- 保護樹林・樹木指定制度に基づく、維持管理費用の一部を助成する等の支援を実施しました。（樹木37件（69本）、樹林4件（4,696㎡））（施策9-1）（みどり公園課）
- 崖線に残された緑地や湧水の自然豊かな空間を維持するために、緑地の剪定等を実施しました。（施策9-2）（みどり公園課）
- 緑や崖線、河川が織りなす、すぐれた景観を維持するために、神田川法面（風致地区）緑地の剪定を実施しました。（施策9-3）（みどり公園課）
- 文京花の五大まつり等のイベントについて、一部経費の助成や広報活動等の支援を行いました。（施策9-3）（アカデミー推進課）
 - ・第52回文京つつじまつり（4/1～4/30 来場者:70万人）
 - ・第39回文京あじさいまつり（6/10～6/18 来場者:10万人）
 - ・第38回文京朝顔・ほおずき市（7/22～7/23 来場者:5万2千人）
 - ・第45回文京菊まつり（11/1～11/22 来場者:20万人）
 - ・第67回文京梅まつり（2/8～3/8 来場者:45万人）
 - ・第52回文京さくらまつり（文京観桜会）（3/23～4/7 来場者:8万人）

⑩【エコロジカル・ネットワークの形成】

- 引き続き手づくりビオトープの取組促進等により、住宅・事業所における緑化を推進し、緑と緑のネットワーク形成を図っています。（施策10-1）（環境政策課）

⑪【外来種・愛玩動物等への適切な対応の推進】

- 外来生物防除事業において、アライグマ1頭、ハクビシン5頭の捕獲をしました。（施策11-1）（環境政策課）

- 愛玩動物の適正な飼育の普及、啓発や飼い主のマナーの向上における動物愛護週間イベント（動物の適正飼養）をシビックセンター1階展示室で開催しました。（9月：参加者700名）（施策11-2）（生活衛生課）

基本目標Ⅳ 生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

基本目標Ⅳでは、区全体のエコロジカル・ネットワークを充実させる上で、新たな拠点と新たなつながりを生み出す都市開発に着目し、以下の2つの方向性から取り組むこととしています。

ステップ3 生きものたちの
生育空間の継承・創出



施策の方向性

- 12 持続可能な都市開発における生物多様性の再生を促進する
- 13 公共施設の改修時等における生物多様性の再生を推進する

<令和5（2023）年度の主な取組内容>

⑫【持続可能な都市開発における生物多様性の促進】

- 区HP、事業者向けアンケートで「屋上等緑化補助金制度」や「生垣造成補助制度」の助成を紹介しました。（施策12-1）（環境政策課）
- 文京区みどりの保護条例に基づく緑化指導を実施しました。（民間施設82件、公共施設7件）（施策12-2）（みどり公園課）

⑬【公共施設の改修等における生物多様性の再生】

- 柳町小学校の改築工事を実施しています。緑化計画部分の工事は令和9年度を予定しています。（施策13-1）（学務課）

【その他】

- 都市計画事業である春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業（南街区の一部）にて緑化空間の整備が行われました。（都市計画課・地域整備課）

4. 本戦略の進捗状況

4.1 進行管理指標

本戦略の進行管理指標として、下表に示す指標を設定しています。

各評価についてはアンケート結果等により令和 6（2024）年度の現状値を求め、将来の目安値達成への進捗評価を行いました。

<進行管理指標の評価基準>

	現状の評価
達成の見込み有	◎
達成まで引き続き行動が必要	○
達成まで更なる行動が必要	△

<進行管理指標>

基本目標	指標	戦略策定時 平成 29 (2017) 年度	現状値 令和 6 年 (2024)年度	将来の目安 令和 10 (2028) 年度	現状の 評価	
基本目標 Ⅰ	「生物多様性」という言葉を知っている割合	区民	80%	87%	100%	○
		事業者	77%	86%	100%	○
	身の回りの「生きもの」の存在に関心がある区民の割合	区民	90%	89%	100%	○
基本目標 Ⅱ	生物多様性の保全に関して取組内容を知りたい区民の割合	区民	94%	92%	100%	○
		事業者	20%	25%	100%	△
	環境に配慮した製品を購入している割合	区民	74%	80%	100%	○
		事業者	70%	86%	100%	○
基本目標 Ⅲ	生物多様性の保全・回復に向けた公園再整備事業等を行った都市公園 ^{※1} の数	9ヶ所	27ヶ所	現状より増加(累計)	◎	
	敷地内の緑化に取り組んでいる割合	区民	63%	58%	100%	△
		事業者	49%	59%	100%	△
基本目標 Ⅳ	ビオトープマップにおけるみどりの面積	180ha	— ^{※3}	現状より増加	—	
	区内の緑の状況(緑被率) ^{※2}	18.4% (平成 30 年)	19.1%	19% ^{※4} (令和 11 年)	— ^{※4}	

※1 江戸のみどり復活事業（生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業）に基づく再整備を行った都市公園及びその他生物多様性に配慮した再整備等を行った都市公園。

※2 令和 2（2020）年 3 月改定の「文京区みどりの基本計画」で定められている値を用います。

※3 計画の改定に合わせて現状値把握及び評価を行います。

※4 「文京区みどりの基本計画」が現在見直し中であるため、現状の評価はしていません。

4.2 アンケート結果

区では、本戦略の進捗状況を測るための手段の一つとして、区民、事業者に取組状況等のアンケート調査を実施しています。なお、集計結果は端数処理の関係により、合計が100%とならないことがあります。

<アンケート調査の概要>

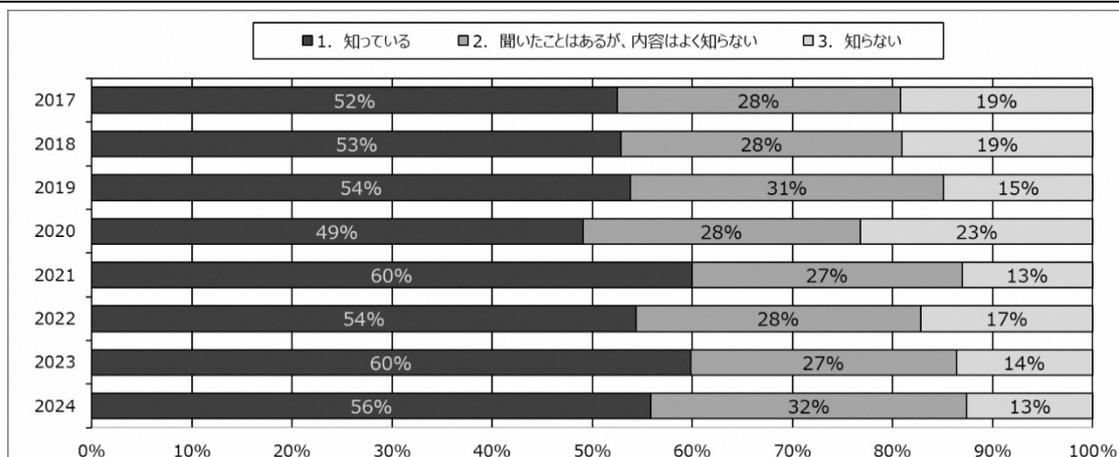
	区民	事業者
対象	・18歳以上の住民基本台帳登録者 1,200人 (住民基本台帳から年齢別人口比率抽出)	・大規模事業所 (総量削減義務と排出量取引制度における、指定(特定)地球温暖化対策事業所) 31事業所 ・中小規模事業所 500事業所 (商用データベースをもとに層別抽出)
調査項目	・地球温暖化対策に向けた行動について ・地球温暖化対策の取組に関する意識について ・生物多様性に関する意識・認知度について 等	・地球温暖化対策に向けた行動について ・地球温暖化対策の取組に関する意識について ・生物多様性に関する意識・認知度について 等
回収率	31.6% (2024年度実施) 2023年度(実施) 34.2% 2022年度(実施)24.8% 2021年度(実施)28.4% 2020年度(実施)31.8%	29.8% (2024年度実施) 2023年度(実施) 31.3% 2022年度(実施)28.1% 2021年度(実施)35.7% 2020年度(実施)28.5%
実施時期	2024年5月15日発送	
発送回収方法	郵送による調査票の発送・回収、WEBによる回答の併用	
送付資料	依頼文、調査票等	

基本目標ごとの進行管理指標として毎年実施している区民・事業者アンケートの経年変化について以下に示します。(数値はアンケート実施時年度)

(1) 基本目標 I

1) 「生物多様性」という言葉を知っている割合(区民)

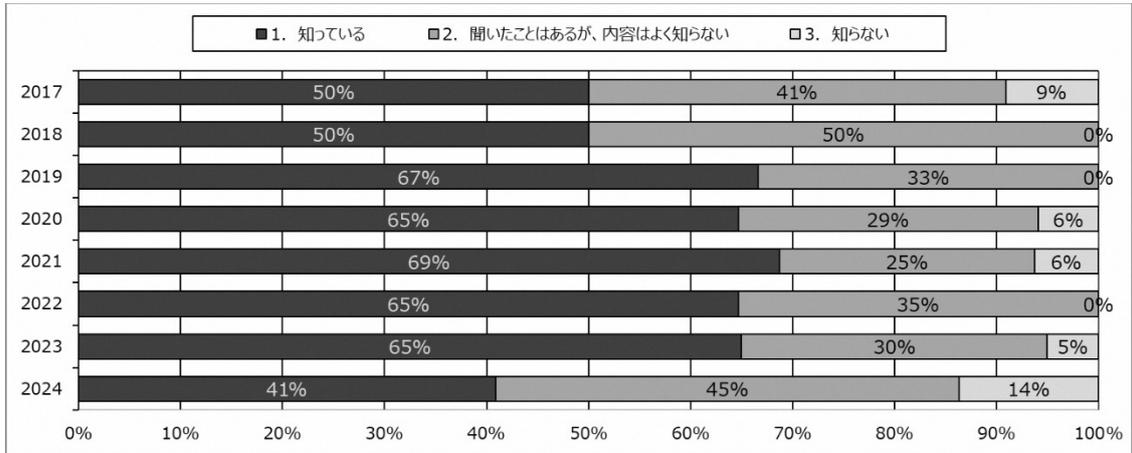
「知っている」は56%であり、年度によりバラツキがあるが横ばいで推移している。「知らない」は13%で、経年的には減少傾向にある。



2) 「生物多様性」という言葉を知っている割合（事業者）

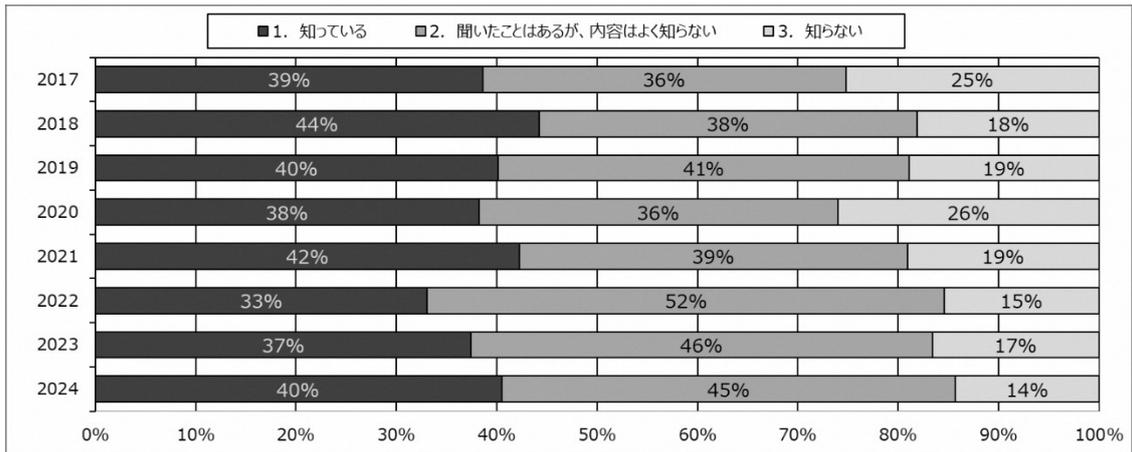
① 大規模

「知っている」が41%であり、前年度よりも認知度が低下した。



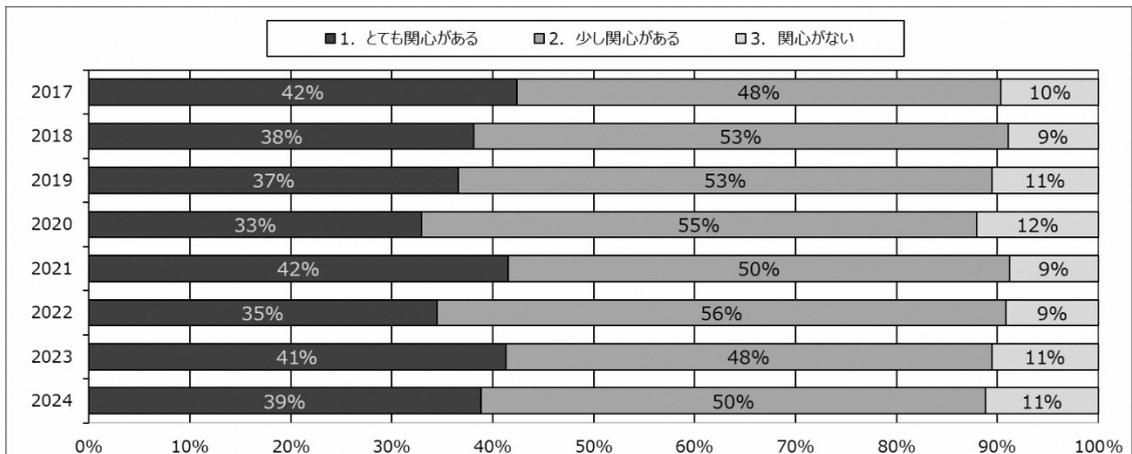
② 中小規模

「知っている」は40%であり、認知度は一時的に低下する年もあるが向上傾向にある。大規模事業者と認知度は同程度である。



3) 身の回りの「生きもの」の存在に関心がある区民の割合

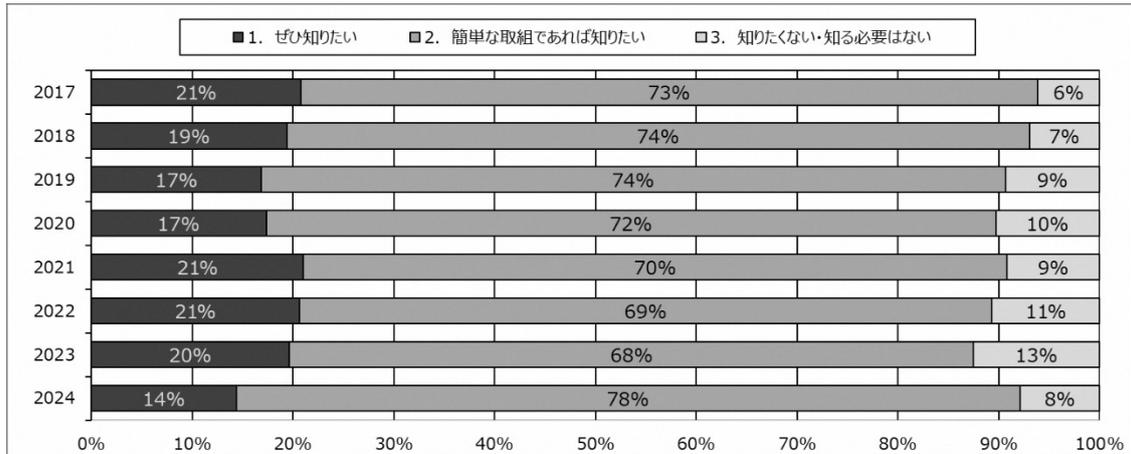
「とても関心がある」、「少し関心がある」の合計は89%であり、高い関心度を維持している。



(2) 基本目標Ⅱ

1) 生物多様性の保全に関して取組内容を知りたい区民の割合

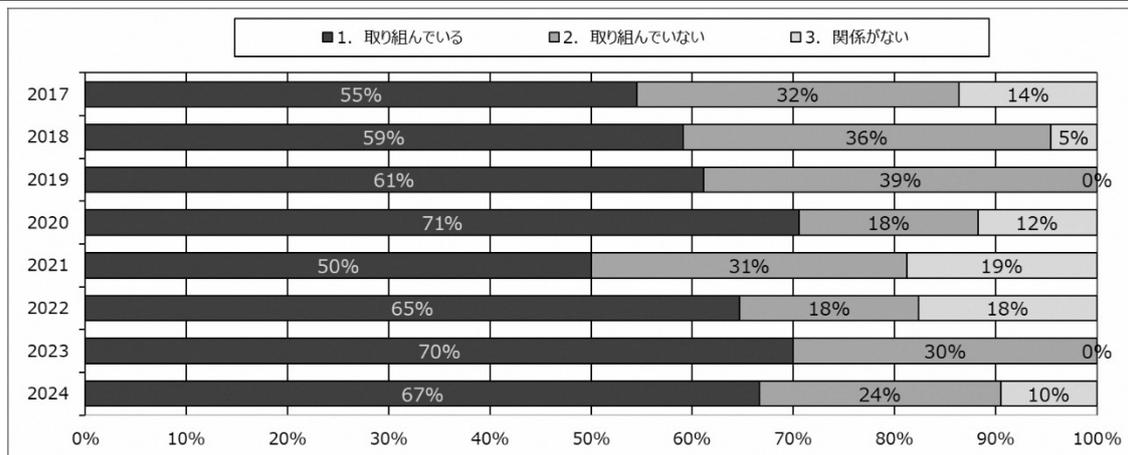
「ぜひ知りたい」、「簡単な取組であれば知りたい」の合計が92%と高い関心度を維持している。



2) 生物多様性の保全への取組を実施している事業者の割合

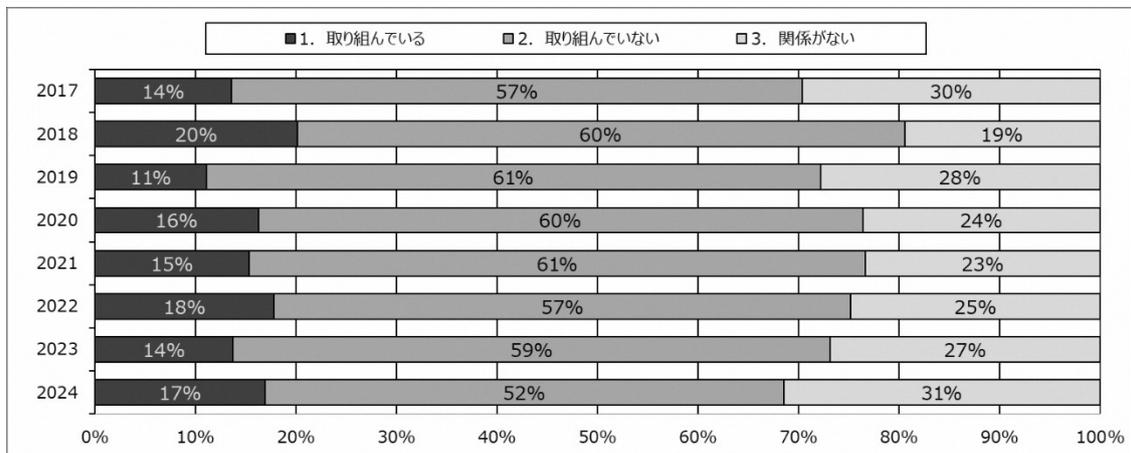
① 大規模

「取り組んでいる」が67%で、近年は横ばい傾向である。



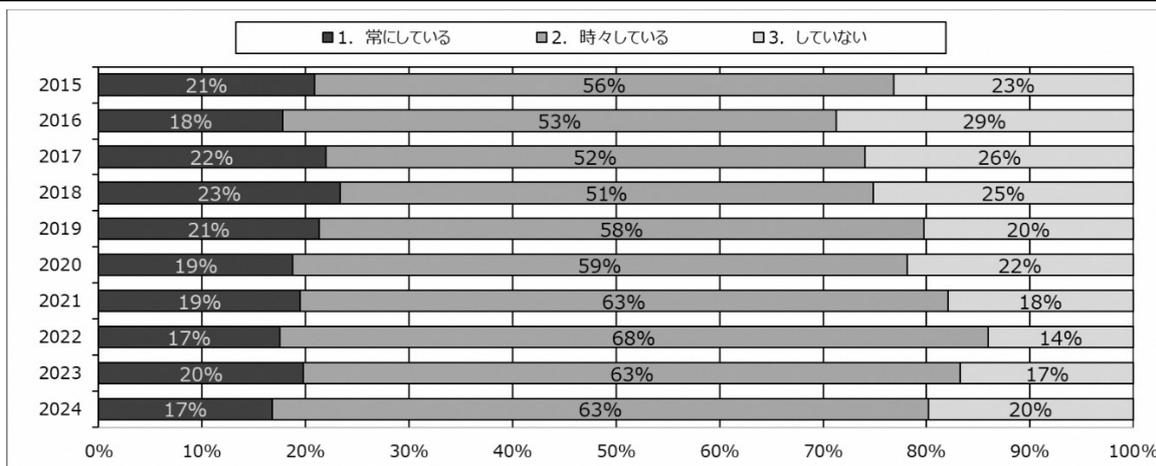
② 中小規模

「取り組んでいる」が17%と前年度より増加し、「取り組んでいない」が減少している。大規模事業者と比較すると実施率が低い。



3) 環境に配慮した商品を購入している割合（区民）

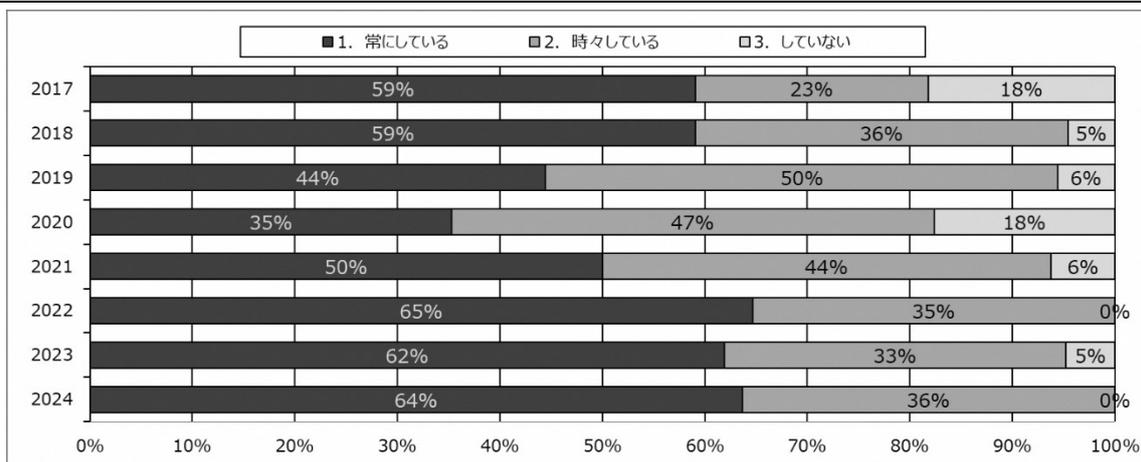
「常にしている」、「時々している」の合計は80%であるものの、近年横ばい傾向にある。



4) 環境に配慮した商品を購入している割合（事業者）

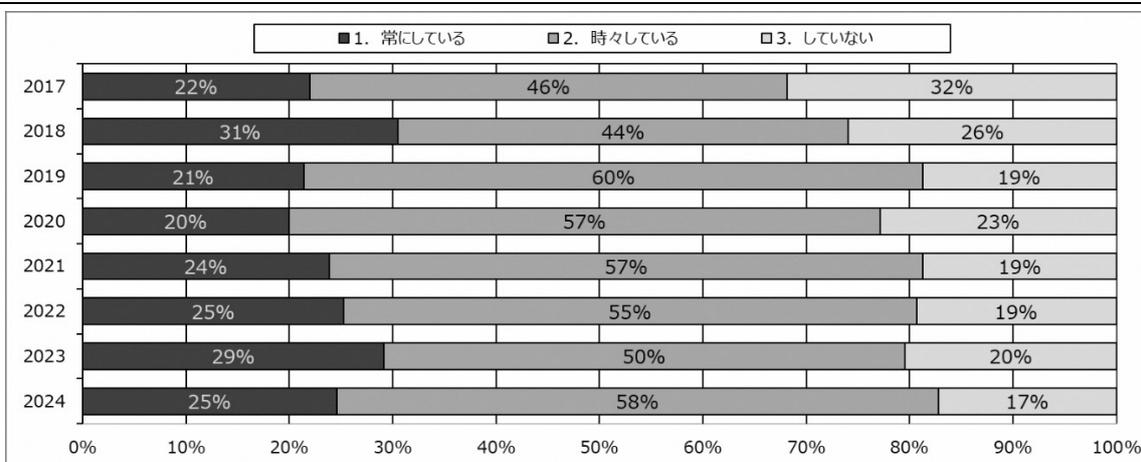
① 大規模

「常にしている」、「時々している」の合計は100%であり、非常に高い実施率となっている。



② 中小規模

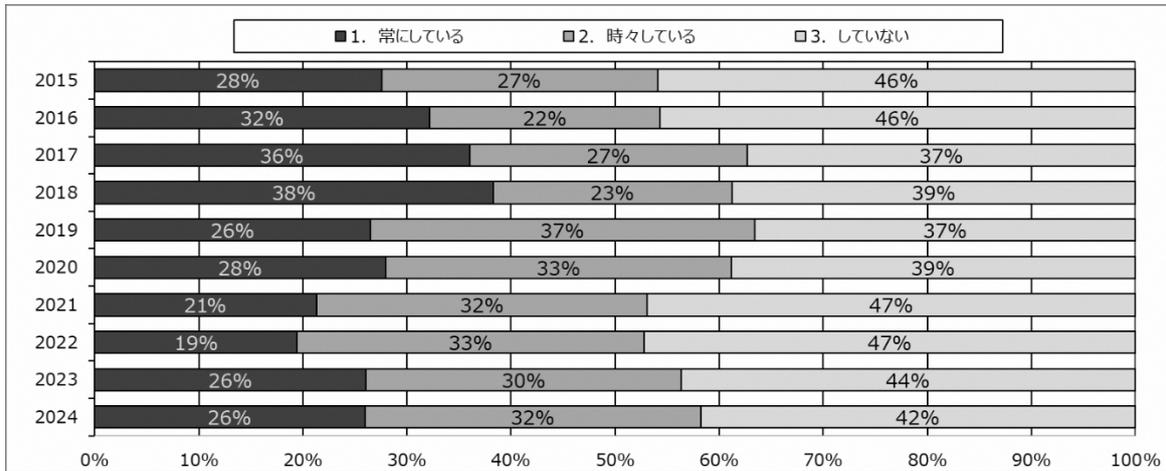
「常にしている」、「時々している」の合計は83%であるものの、近年横ばい傾向にある。



(3) 基本目標Ⅲ

1) 敷地内の緑化に取り組んでいる割合（区民）

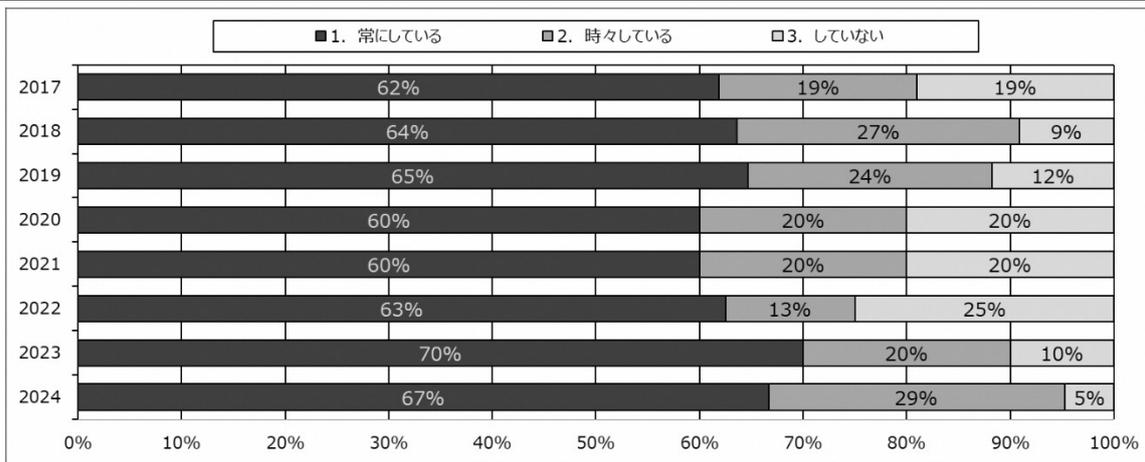
「常にしている」、「時々している」の合計は58%であり、前年度よりやや向上している。



2) 敷地内の緑化に取り組んでいる割合（事業者）

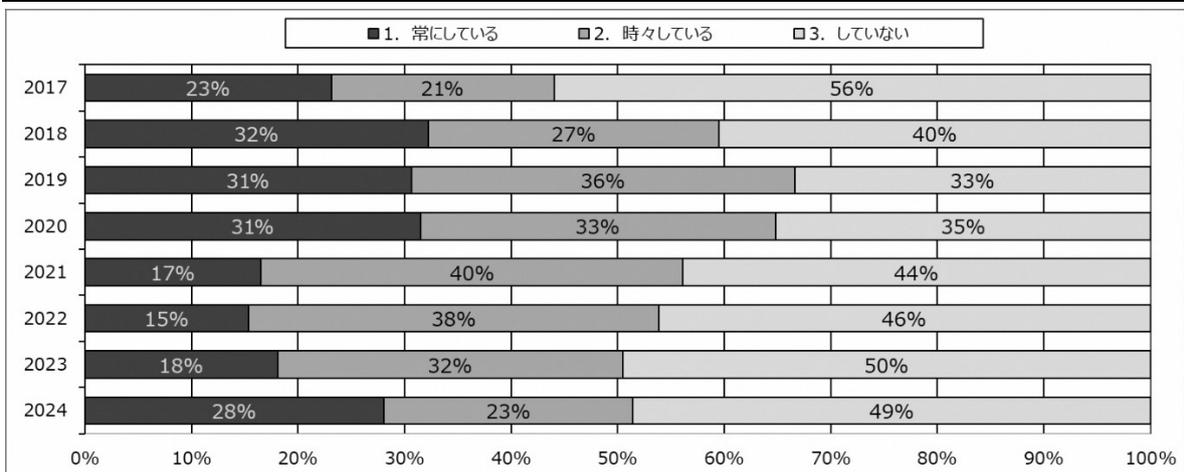
① 大規模

「常にしている」、「時々している」の合計は96%であり、前年度より向上している。



② 中小規模

「常にしている」、「時々している」の合計は51%であり、2019年以降減少傾向にある。大規模事業者と比較すると実施率が低い。



5. 現状と今後の方向性

基本目標Ⅰ「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る

現状

- 区民の「生物多様性」という言葉の認知度は 9 割程度と高い傾向にあり経年的に向上傾向にある。
- 事業者の「生物多様性」という言葉の認知度は、大規模事業者・中小規模事業者とも 4 割程度である。大規模事業者の認知度は前年度よりも低下しており、担当者の交代等により引継ぎがされていない等の理由が考えられる。
- 区民の「身の回りの生きもの」への関心がある割合は近年 9 割程度となっている。

今後の方向性

- 生物多様性の認知度については、区民は高い傾向にあるが、事業者は「知っている」が 4 割程度であるので、事業者向けに継続的な周知・啓発を図る。
- 各種環境関連講座で生きもの図鑑を活用する等、身の回りの動植物についての情報提供や生物多様性の概念を周知し、区民の意識向上を図る。
- 環境イベントで生きもの図鑑のチラシを配布し、周知・啓発を図る。

基本目標Ⅱ 生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、日常の中で実践する

現状

- 生物多様性の保全に関して取組内容を知りたい区民の割合は近年 9 割程度となっており、うち「簡単な取組であれば知りたい」割合が 8 割程度となっており関心度が高い。
- 生物多様性の保全への取組を実施している事業者の割合は、概ね横ばいで推移している。中小規模事業者の取組を実施している割合は大規模事業者よりも低く 1 割程度であり、前年度よりやや減少している。
- 環境に配慮している商品を購入している区民は、「常にしている」「時々している」を合計すると 8 割を超える。実施しない理由として、「面倒だから」「関心がない・必要性を感じない」「効果がわからない」等がある。
- 環境に配慮している商品を購入している事業者の割合は、大規模事業者は 9 割以上と高い傾向を維持し、中小規模事業者は 8 割程度と横ばい傾向にある。中小規模事業者の実施しない理由として、「質問に該当する事業がないから」「関心がない・必要性を感じない」「質問に該当する機器・設備がないから」等がある。

今後の方向性

- 環境に配慮している商品を購入することの必要性を引き続き周知する。
- 区HPや講座を通して、認証ラベルの紹介や食品ロスの削減等について周知し、生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促す。
- 国の生物多様性民間参画ガイドライン等の周知をし、生物多様性に配慮した事業活動の促進を図る。
- 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」の方針を参考にしながら、ネイチャーポジティブ経営への移行のメリットや新たに生まれるビジネス機会の具体例、移行に当たって企業が押えるべき要素やネイチャーポジティブ経営への移行を支える国の施策をわかりやすく周知していく。

基本目標Ⅲ 生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現する

現状

- 敷地内の緑化に取り組んでいる区民の割合は 6 割程度と前年度よりやや向上している。実施しない理由として、「質問に該当するものをもっていないから」「質問に該当する家事や行動をしないから」「関心がない・必要性を感じない」等がある。
- 敷地内の緑化に取り組んでいる事業者の割合は、大規模事業者は近年 8~9 割程度、中小規模事業者は 5~6 割程度である。中小規模事業者は 2019 年以降減少傾向にある。実施しない主な理由として「該当する機器・設備がないから」「該当する事業がないから」「別途経費が発生するため経営上厳しい」等がある。

今後の方向性

- 住宅の庭や事業所の屋上等の狭いスペースでも、費用をあまりかけずに、生きものの暮らす場所（ビオトープ）を手づくりする「手づくりビオトープ」について周知・啓発し、一人一人が取組を行うことで、小さな緑と緑がつながり、エコロジカル・ネットワーク形成に寄与することを周知する。
- 生垣造成や屋上緑化等への助成について引き続き情報提供を行う。
- 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」の方針を参考にしながら、ネイチャーポジティブ経営への移行のメリットや新たに生まれるビジネス機会の具体例、移行に当たって企業が押えるべき要素やネイチャーポジティブ経営への移行を支える国の施策をわかりやすく周知していく。

基本目標Ⅳ 生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

現状

- 緑被率の令和 5（2023）年値は、19.1%で、緑被地面積は 215.93ha となっている。

今後の方向性

- 引き続き、文京区みどりの保護条例に基づく緑化指導を行うほか、工事や改築に合わせて緑化基準に基づく整備を行う。
- 「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」（東京都）等を参考にしながら、区内の公園・緑地において、緑地管理者の工夫等により高い効果を得られるような手法を取り入れ、生きものの生息・生育環境として機能を発揮できるように図っていく。
- 地域や区民・事業者と協働した公園・緑地の維持管理や利活用の方法について検討する。

用語解説

*1 COP（締約国会議）

Conference of the Parties の略で、コップと読む。条約や議定書を批准した国が集まる最高意思決定機関であり、生物多様性条約に関しては概ね2年に1回開催される。

*2 愛知目標

2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標のこと。2010年に開催されたCOP10（生物多様性第10回締約国会議）で採択され、開催場所が愛知県名古屋市だったことから、「愛知目標」と呼ばれている。

*3 30by30 目標

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すため、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標である。

*4 GBO

Global Biodiversity Outlook の略。各国から提出された報告書、生物多様性国家戦略、既存の生物多様性に関する研究やデータを分析し、愛知目標等の達成状況や達成見込み等について分析した報告書で、愛知目標の進捗評価に関する基礎資料として参照されている。

*5 IPBES

IPBES とは Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services の略で、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し的確に政策に反映させていくための、世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織。生物多様性に関する政策提言を含む報告書の作成等を行っている。事務局は、国連環境計画（環境分野における国連の主要機関）の下に置かれ、ドイツのボンに設置されている。

*6 OECM

Other Effective area-based Conservation Measures の略で、自然公園など公的な保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。企業や団体によって生物多様性の保全が図られている土地などが該当する。

*7 自然共生サイト

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のことです。国などが具体的な規制をかけ保全に取り組んでいる所以外でも、民間企業やNPO、市町村などが管理する場所を保護していくという目的があります。

*8 ネイチャーポジティブ

企業・経済活動によって生じる自然環境への負の影響を抑え「生物の多様性を維持する」という従来の発想から大きく踏み込んで、「生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる」ことを目指す新たな概念のことです。